

令和6年度

# 国への提言・提案

令和5年4月



三重県

# 目次

## 【重点項目】

No.	項目	関係省庁	頁
1	災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進	内閣官房、 総務省、財務省、 国土交通省	1
2	農山漁村地域における防災・減災、国土強靱化対策の推進と継続強化	内閣官房、 農林水産省	3
3	安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワーク・拠点整備の推進	財務省、 国土交通省	5
4	災害に強い県土づくりのための河川・海岸整備の推進	財務省、 国土交通省	8
5	魅力ある地域づくりの基礎となる社会資本整備の推進	財務省、 国土交通省	10
6	背後圏産業の発展を支え、安全・安心を高める四日市港の整備推進	財務省、 国土交通省	18
7	リニア中央新幹線の早期全線開業および三重県駅を核としたまちづくりの検討支援	国土交通省	20
8	津波避難施設整備への支援の充実	内閣府、総務省、 国土交通省	22
9	人口減少対策の取組に向けた支援	内閣府、文部科学省、 厚生労働省、 こども家庭庁	23
10	地方における高付加価値化及び誘客の取組に対する支援	国土交通省、 観光庁	27
11	四日市コンビナートのカーボンニュートラル化をめざす官民の取組への支援	経済産業省	28
12	洋上風力発電における技術開発の推進	経済産業省	29
13	あらゆる産業を支える戦略物資である半導体産業の振興に向けた支援	経済産業省	30
14	犯罪被害者等支援の推進	国家公安委員会 (警察庁)	31

## 【一般項目】

No.	項目	関係省庁	頁
1	性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会づくり	内閣官房	32
2	国民保護に関する緊急一時避難施設の指定促進	内閣官房、消防庁	32
3	南海トラフ地震臨時情報への対応	内閣府	32
4	南海トラフ地震に係る新たな被害想定手法の早期の全体像の提示と関係省庁間での前提条件の統一	内閣府	32
5	次期総合防災情報システムの整備	内閣府	32
6	広域的な津波予測システムの整備	内閣府、文部科学省	32
7	被災者生活再建支援制度の拡充・充実と災害救助法の事務の簡素化・効率化	内閣府	32
8	市町が行う個別避難計画作成への支援	内閣府	33
9	災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公表	内閣府	33
10	障がい者の地域生活への移行、障がい者差別の解消および障がい者スポーツの推進	内閣府、厚生労働省、スポーツ庁	33
11	支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進	内閣府、文部科学省	34
12	幼児教育・保育の充実	内閣府、文部科学省	35
13	地域子ども・子育て支援事業の充実	内閣府、文部科学省、厚生労働省	36
14	女性が活躍できる環境づくり	内閣府、厚生労働省	36
15	性犯罪・性暴力被害者支援の推進	内閣府	36
16	社会的養育推進に向けた基盤の強化	内閣府	37
17	母子保健施策を通じた子育て家庭への支援	内閣府	38
18	地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保等	総務省	38
19	水道事業の持続可能な仕組みづくり	総務省、厚生労働省	38
20	自治体情報システムの標準化・共通化についての財政措置	総務省、デジタル庁	38

No.	項目	関係省庁	頁
21	消防力向上の取組への支援措置の充実	消防庁	38
22	人権が尊重される社会づくりの推進	総務省、法務省、厚生労働省	39
23	外国人を対象とする基本法の制定等	出入国在留管理庁	39
24	ICTを活用した教育の推進	文部科学省	39
25	学級編制標準の引下げと加配定数の維持・拡充	文部科学省	40
26	学力向上施策に対する支援の充実	文部科学省	40
27	産業教育の充実	文部科学省	40
28	いじめの防止と不登校児童生徒への支援の充実	文部科学省	40
29	外国人児童生徒に対する支援の推進	文部科学省	40
30	夜間中学の設置に向けた支援の充実	文部科学省	41
31	特別支援教育の推進	文部科学省	41
32	子どもの貧困対策の推進	文部科学省	41
33	教職員の働き方改革の推進と外部人材の活用	文部科学省、スポーツ庁、文化庁	41
34	部活動の地域移行に向けた支援の充実	スポーツ庁、文化庁	41
35	義務教育費国庫負担制度の充実	文部科学省	41
36	安全・安心に学べる教育環境の整備	文部科学省	42
37	登下校時における子どもたちの安全確保	文部科学省	42
38	学校給食・食育の充実と健康教育の推進	文部科学省	42
39	私学助成の充実	文部科学省	42
40	高等学校等就学支援金制度のさらなる拡充	文部科学省	43

No.	項 目	関係省庁	頁
41	外国人住民に対する日本語教育の充実	文化庁	43
42	文化財保護事業等の拡充	文化庁	43
43	海女漁のユネスコ無形文化遺産への登録	文化庁	43
44	地域の実情をふまえた医療介護総合確保基金（医療分）の配分	厚生労働省	43
45	地域医療提供体制の充実に向けた支援	厚生労働省	43
46	災害時の医療提供体制の整備	厚生労働省	43
47	循環器病対策推進のための財政支援の拡充等	厚生労働省	44
48	がん対策の推進のための財政支援の拡充	厚生労働省	44
49	医師および看護職員の確保に向けた取組の推進	厚生労働省	44
50	介護サービスの提供に係る施策の充実	厚生労働省	44
51	次の感染症危機に備えた対応について	厚生労働省	45
52	結核医療提供体制の推進	厚生労働省	45
53	予防接種の推進	厚生労働省	45
54	健康づくりの推進	厚生労働省	45
55	歯周疾患検診における対象年齢の拡大	厚生労働省	45
56	妊婦健康診査における歯科健康診査の実施	厚生労働省、こども家庭庁	45
57	難病対策の充実	厚生労働省	45
58	こころの電話相談のさらなる充実について	厚生労働省	45
59	医療費助成制度の充実	厚生労働省	45
60	犬、猫へのマイクロチップ装着等の義務化及び狂犬病予防法の特例制度に係る体制等の整備	厚生労働省、環境省	46

No.	項目	関係省庁	頁
61	地域共生社会の実現に向けた包括的支援等について	厚生労働省、内閣府	46
62	発達支援が必要な子どもへの対応	厚生労働省、内閣府	46
63	水道施設整備費に係る補助金・交付金の確保	厚生労働省	46
64	農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進	厚生労働省、農林水産省	47
65	障害者委託訓練の訓練時間に係る下限時間の緩和	厚生労働省	47
66	原油価格・物価高騰の影響を受けた農水産事業者への支援の継続・強化	農林水産省	48
67	水産業および漁村の振興に向けた支援	農林水産省	48
68	家畜伝染病防疫対策に係る支援の充実・強化	農林水産省	49
69	農業者の経営安定に向けた支援の充実・強化	農林水産省	49
70	農業の競争力強化に向けた支援の充実・強化	農林水産省	50
71	農業農村整備事業の制度の拡充	農林水産省	50
72	多面的機能支払交付金における制度の拡充	農林水産省	50
73	林業の成長産業化に向けた支援	農林水産省	50
74	真珠の安定生産に向けた支援	農林水産省	50
75	中小企業・小規模企業の事業継続に向けた支援	経済産業省	51
76	再生可能エネルギーの普及拡大	資源エネルギー庁、環境省	51
77	中部国際空港の第二滑走路整備による完全 24 時間化の早期実現に向けた支援強化	国土交通省	51
78	地域公共交通の確保・支援の拡充	国土交通省	51
79	地籍調査の推進	国土交通省	51
80	2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた支援	環境省	52

No.	項目	関係省庁	頁
81	海岸漂着物対策の推進	環境省	52
82	「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けた施策の推進	環境省	52
83	P C B 廃棄物の適正処理の推進	環境省	52
84	廃棄物の適正処理の推進	環境省、国土交通省	52
85	産廃特措法失効後のモニタリング等への中長期的な財政支援制度の構築	環境省、総務省	52
86	国立公園の利用等に向けた施策の充実・強化	環境省	52

# 重点項目



# 1 災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の強力

## かつ計画的な推進

(内閣官房、総務省、財務省、国土交通省)

- 1 地方自治体が中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に防災・減災、国土強靱化を推進するため、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、必要かつ十分な予算を確保するとともに、5か年加速化対策後も、引き続き、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保すること。
- 2 災害発生時における地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靱化を加速化するため、地方整備局等の人員の確保・充実を継続的に図ること。
- 3 地方自治体が国土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急浚渫推進事業や緊急自然災害防止対策事業、緊急防災・減災事業等の地方債の延長を図ること。

### 《現状・課題等》

- 1 甚大な被害が想定される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害など大規模な災害が、いつ、どこで発生してもおかしくない状況が続いており、災害への備えとして国土強靱化は、待ったなしの状況にあります。

本県では、災害に屈しない県土づくりに向けて、緊急輸送道路における法面・盛土の土砂災害防止対策や橋梁の流出防止対策、河口部の大型水門・樋門等の耐震化、越水しても壊れにくい粘り強い堤防強化対策等について、県独自の「5年後の達成目標」を策定し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」とします。）等を活用し対策を強力かつ計画的に講じています。

本目標は、国土強靱化予算が同水準で5年間継続することを前提に目標を設定しているため、必要かつ十分な予算を、通常の予算とは別枠で計画的・安定的に確保することが必要です。

また、5年間で対策が完了するものではないため、地方自治体が中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に防災・減災、国土強靱化を推進するためには、5か年加速化対策後も、引き続き、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保することが必要です。

- 2 TEC-FORCEは、大規模自然災害への備えとして、迅速に地方自治体等への支援が行えるよう、平成20（2008）年4月に創設され、各地方整備局等の職員が活動しています。

平成23（2011）年の紀伊半島大水害では、国土交通大臣の指示のもと、発災直後からTEC-FORCEとして専門知識を有する職員の派遣や災害対策用資機材の広域運用を開始し、発災後約1ヶ月の間にのべ4,300人を超える体制で、被災した三重県、奈良県、和歌山県において、被災状況調査、現地対策本部の運営支援、大規模な土砂災害等に対する高度技術支援、応急対策・被害拡大防止が実施されました。

地方整備局等の定員は、この4年間は微増したものの、発足時の約20年前に比べ2割以上も減少しており、自然災害が激甚化・頻発しインフラ老朽化が急速に進む中、災害発生時におけるTEC-FORCEの地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靱化を加速するための支援の充実が不可欠であり、地方整備局等の更なる人員の確保が必要です。

3 本県では、緊急浚渫推進事業や緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業等を活用し、国土強靱化に資する対策を実施中であり、対策が完了し効果を発現している箇所もありますが、対策が必要な箇所は未だ多く存在しています。緊急浚渫推進事業は令和6年度で、緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業は令和7年度で終了する予定となっておりますが、地方が国土強靱化に資する対策を引き続き円滑に進めるため、地方自治体の取組状況をふまえ、適切に検討を行い、期間を延長する必要があります。

事務担当 県土整備部県土整備総務課、道路企画課、道路建設課、道路管理課、河川課、  
港湾・海岸課、防災砂防課、都市政策課、下水道事業課  
関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法  
等

## 2. 農山漁村地域における防災・減災、国土強靱化対策の推進と 継続強化

(内閣官房、農林水産省)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年加速化対策」という。)を強力かつ計画的に進めるため、必要かつ十分な予算を確保するとともに、完了後においても、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を計画的かつ安定的に確保すること。

- 1 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく農業用ため池の防災工事や、市街地・集落を含む農村地域における排水の一翼を担っている排水機場の耐震化対策および長寿命化について、必要かつ十分な予算を当初予算を含め計画的・安定的に確保すること。

また、公共事業等債を活用して実施する排水機場の防災対策に要する地方負担について、ため池対策と同様の地方財政措置を講じること。

- 2 近年、台風の大型化や局地的な豪雨等により山地災害の危険性が増す中で、「5か年加速化対策」を活用し、中長期的な見通しのもと、災害に強い森林づくりを推進するための治山事業に係る予算や、災害時に市町道等の代替路となる林道の整備を早期に推進するための「山村強靱化林道整備事業」について、必要かつ十分な予算を当初予算を含め計画的・安定的に確保すること。

- 3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における漁港施設・海岸保全施設の整備を計画的かつ着実に進めるため、「5か年加速化対策」について、必要かつ十分な予算を当初予算を含め計画的・安定的に確保すること。

### 《現状・課題等》

頻発化・激甚化する風水害や切迫する南海トラフ地震等の大規模災害への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策等への取組を推進するため、「5か年加速化対策」を最大限活用して、強力かつ計画的に進められるよう、防災・減災対策に係る必要かつ十分な予算を確保するとともに、完了後においても、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を計画的かつ安定的に確保することが必要です。

- 1 本県では、安全・安心な農村づくりに向けて、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく防災重点農業用ため池の防災工事や、市街地・集落を含む農村地域における排水の一翼を担っている排水機場の耐震化対策および長寿命化について、県の新しい総合計画において、強力かつ計画的に講じることとしています。

総合計画では、国土強靱化予算が同水準で継続することを前提に、防災・減災対策を推進していることから、必要な予算を、当初予算を含め、計画的・安定的に確保することが必要です。

また、令和3(2021)年度に創設された「防災重点農業用ため池緊急整備事業」では、公共事業等債(起債充当率90%)の交付税算入率が20%から45%に引き上げられて(令和3(2021)~令和7(2025)年度の時限)いますが、排水機場の整備の推進に向けても、ため池対策と同様の地方財政措置の充実・強化を図り、地方の負担軽減となる支援が必要です。

2 近年、局地的で猛烈な豪雨や地震などに起因する大規模自然災害が全国各地で頻発する中、山地災害の未然防止や災害時に県道や市町道等の代替路としての機能が確保される林道の早期整備が求められています。

こうした中、「5か年加速化対策」を活用し、中長期的な見通しのもと、災害に強い森林づくりや幹線林道の強靱化を計画的に推進するためには、「治山事業」や「山村強靱化林道整備事業」について、必要な予算を、当初予算を含め、計画的・安定的に確保することが必要です。

3 南海トラフ地震発生の緊迫度が増す中、防波堤などの漁港施設や堤防などの海岸保全施設について耐震・耐津波、長寿命化対策を早急かつ計画的に進めるよう地域住民から強く求められています。

これらの施設の整備には多くの費用と期間を要することから、中長期的な見通しのもと、計画的かつ着実に対策を進められるよう、「5か年加速化対策」に基づく必要な予算を、当初予算を含め、計画的・安定的に確保することが必要です。

**事務担当** 農林水産部農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課

**関係法令等** 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法、土地改良法、農村地域防災減災事業実施要綱、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、森林法、海岸法、漁港漁場整備法

### 3. 安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワーク・拠点

#### 整備の推進

(財務省、国土交通省)

- 1 地方創生、国土強靱化に資する「命の道」近畿自動車道紀勢線のミッシングリンク解消に向けて熊野道路、紀宝熊野道路および新宮紀宝道路の整備を推進し、高速道路紀伊半島一周を早期実現すること。  
紀勢自動車道および熊野尾鷲道路について、4車線化事業中区間の早期完成を図るとともに、暫定2車線区間の4車線化の早期事業化に向けて、有料制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見もふまえ検討すること。
- 2 東海環状自動車道について、令和8（2026）年度の全線開通に向けて着実に整備を推進すること。  
東名阪自動車道大山田PAスマートIC（仮称）について、国による準備段階調査に早期着手すること。  
新名神高速道路四日市JCT～亀山西JCT間の6車線化の早期事業化と財源を確保すること。
- 3 鈴鹿亀山道路について、早期整備等のため必要な予算を確保するとともに、有料道路事業の活用など整備手法の検討を支援すること。
- 4 国道23号鈴鹿四日市道路の整備を推進すること。  
国道1号北勢バイパスの全線開通に向け整備を推進すること。  
令和5年度に全線開通予定の国道23号中勢バイパスについて、暫定供用区間の渋滞緩和対策（立体化・4車線化）を推進すること。
- 5 国道1号桑名東部拡幅の老朽化著しい伊勢大橋の架替について、着実に整備を推進すること。  
国道42号松阪多気バイパスの朝田町南交差点立体化について、着実に整備を推進すること。
- 6 名神名阪連絡道路について、連携してルート帯の決定など計画の具体化を図ること。
- 7 豊かで活力のある地域づくりの推進に向け、交通拠点となる主要駅を中心とする空間整備について支援を行うこと。

#### 《現状・課題等》

- 1 東紀州地域は、国土幹線軸から離れているという地理的条件から、交通体系の整備が遅れており、発生が危惧されている南海トラフ地震への備えとして、高規格道路の整備による交通ネットワークの強化が必要です。また、国道42号は台風や豪雨等により度々通行止めが発生することから、国土強靱化に向けた国道42号のダブルネットワーク化が求められています。  
加えて、当地域は優れた観光資源や農林水産資源の活用による地域振興、企業立地による雇用の創出など地方創生のポテンシャルの高い地域であることから、道路ネットワークの強化によりさらなる地域の発展が期待されています。

このことから、地方創生、国土強靱化に資する「命の道」近畿自動車道紀勢線の整備を推進し、高速道路紀伊半島一周を早期に実現することが必要です。また、4車線化の優先整備区間に指定された紀勢自動車道の勢和多気JCT～紀勢大内山IC間について、勢和多気JCT～大宮大台IC間、大宮大台IC～紀勢大内山IC間の一部区間を早期に工事着手するとともに、残る区間および熊野尾鷲道路における暫定2車線区間の4車線化早期事業化に向けて、有料制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見もふまえた検討が必要です。

- 2 東海環状自動車道の北勢IC（仮称）～大安IC間は、令和6（2024）年度の開通予定であり、また、全線開通となる養老IC～北勢IC（仮称）間は、令和8（2026）年度の開通予定が示されており、沿線地域では開通を見越した設備投資が進められています。北勢地域のさらなる産業振興や観光振興、県民の安全・安心の確保に向け、工程の要となる県境トンネルを早期整備するとともに、全線開通に向けた着実な整備の推進が必要です。

新名神高速道路は、新東名高速道路と一体で3大都市圏を結ぶ日本の新たな大動脈であり、人の交流と物流において重要な役割を担うとともに、東名・名神高速道路の代替機能を果たす上で不可欠な高速自動車国道です。国内輸送の約9割を担う貨物自動車による輸送における効率的な物流ネットワーク構築が進められる中、物流のあり方を大きく変える可能性があるトラック隊列走行の実現を見据え、その基盤となる新名神高速道路、新東名高速道路の6車線化が進められています。三重県区間においては、亀山西JCT～大津JCTの6車線化について、令和3（2021）年度末から順次完成が進む中、四日市JCT～亀山西JCTは事業化されていない状況であり、早期事業化および財源の確保が必要です。

- 3 鈴鹿亀山地域は製造業を中心とした産業集積地ですが、高速道路が内陸部にあり、鈴鹿市中心部からはアクセスに時間を要しています。また、沿岸部は津波浸水区域や液状化想定区域となっています。鈴鹿亀山道路は、平常時の企業の生産性向上による産業振興に寄与するとともに、大規模災害時の迅速な救援・救助や復旧・復興活動において有効に機能する道路として令和4（2022）年4月に補助事業として新規事業化されました。産業活動を支援し、防災機能を強化する鈴鹿亀山道路の早期整備が必要です。

三重県・鈴鹿市・亀山市、土地開発公社で事業推進チームを設置し用地取得体制を強化するなど早期整備に向けた取組を進めていますが、鈴鹿亀山道路は、技術的難易度が高い構造物が多く、事業費が暫定2車線で約500億円と多額であることから、必要な予算を確保するとともに、有料道路事業の活用など整備手法の検討に対する国による支援が必要です。

- 4 北勢・中勢地域では、現道の国道1号、国道23号の渋滞が著しく、社会経済活動において大きな損失となっています。また、大規模災害時には、国道23号の機能が停止し、救援救助に支障が生じる可能性があります。渋滞緩和による企業活動の生産性の向上や発災時の道路機能の確保のため、北勢バイパス、鈴鹿四日市道路の一体整備による国道23号との南北主要幹線道路のダブルネットワーク化が必要です。また、中勢バイパスについては令和5年度に全線暫定開通予定であることから、暫定供用区間の渋滞緩和対策として立体化、4車線化を推進するなどネットワークの強化が必要です。

- 5 国道1号伊勢大橋周辺では、著しい渋滞が発生しています。また、伊勢大橋は、昭和9（1934）年に完成してから長年にわたり激しい道路交通を支え続けてきた結果、著しく老朽化していることに加え、耐荷力不足により20t超過車両（特殊車両）は通行できず、迂回せざるを得ない状況です。右折レーンの設置による渋滞の解消とともに、生産拠点間の輸送時間の短縮による物流の効率化が期待される伊勢大橋の架替について着実な整備推進が必要です。

松阪多気バイパスは、平成30（2018）年3月に暫定2車線で全線開通したことにより交通量が増加し、県道鳥羽松阪線との朝田町南交差点では、渋滞が増加しています。朝田町南交差点立体化の着実な整備推進が必要です。

6 本県の東西方向には名神高速道路や新名神高速道路、名阪国道がネットワーク化されていますが、それらを南北に結ぶ幹線道路が整備されておらず、これら幹線道路を南北につなぎ、地域のさらなる発展に寄与する名神名阪連絡道路の早期整備が待ち望まれています。

令和4(2022)年4月には、名神名阪連絡道路の三重県区間を含む国道1号から名阪国道間が、令和5年(2023)年4月には、滋賀県内で名神高速道路から国道1号間が重要物流道路の計画区間に指定され、全線が重要物流道路の計画区間に指定されました。

名神名阪連絡道路について、連携してルート帯の決定など計画の具体化に向けた調査の推進が必要です。

7 近鉄四日市駅周辺については、リニア中央新幹線東京・名古屋間の2027年開業効果を見据えて、分散するバス停を集約し利用者の乗換利便性等を改善するとともに、周辺のまちづくりと連携することで賑わいのある空間を創出するなど地域経済の活性化を図るため、国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業が事業化されました。

また、津駅周辺の道路空間については、「津駅周辺道路空間検討委員会」において、有識者や交通関係者と幅広く意見交換を行い、令和4(2022)年3月に「津駅周辺空間の整備方針」を策定しました。本整備方針では、津駅周辺が、みえ県都の顔となり、地域の活力を引き出し、災害にも強い空間へと再生することを目的としています。また、令和4(2022)年度には本整備方針の具現化に向け、新たに「津駅周辺道路空間再編検討委員会」を立ち上げ、「歩道空間の拡張による賑わいや滞留機能の強化」に向けた検討をさらに進めるため、賑わいの社会実験を実施しました。

豊かで活力ある地域づくりや防災力の強化に向けて、交通拠点となる主要駅を中心とする空間整備の推進や支援が必要です。

**事務担当** 県土整備部県土整備総務課、道路企画課、都市政策課

**関係法令等** 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、国土交通幹線自動車道建設法、道路法、都市計画法、都市公園法、都市再生特別措置法等

## 4. 災害に強い県土づくりのための河川・海岸整備の推進

(財務省、国土交通省)

- 1 七里御浜海岸の長期にわたる安全・安心を早期に確保するため、整備を直轄事業化すること。  
鵜殿港周辺も含めた海岸侵食へ効果的な対策の方向性を定めるため、技術的な支援を行うこと。
- 2 鳥羽河内ダム（県管理）の令和10（2028）年度完成に向けて、必要な予算を確保すること。
- 3 特定都市河川の指定による流域治水整備事業を活用して、雲出川本川及び支川の河川改修を加速化すること。
- 4 木曾三川および鈴鹿川・櫛田川・宮川・勢田川の直轄河川改修事業について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を重点的・集中的に講じ、事前防災対策を加速化すること。
- 5 熊野川の直轄河川改修事業について、河川整備計画に基づき河道掘削等の推進を図ること。  
熊野川の総合的な治水対策協議会において持続可能かつ総合的な土砂管理を進めるとともに、濁水およびその長期化を抑制する取組を推進すること。
- 6 名張川および木津川・服部川・柘植川の直轄河川改修事業について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を重点的・集中的に講じ、事前防災対策を加速化すること。

### 《現状・課題等》

- 1 七里御浜海岸は、昭和30（1955）年代以降、高波などにより海岸侵食が進み、井田地区海岸では前浜がほとんど消失しました。また、平成以降で7度にわたり被災するなど被災リスクの高い海岸となっています。高潮・侵食対策として、昭和58年度から人工リーフの整備や維持養浜を実施していますが、膨大な事業費が必要な上、熊野川流域（三重県・奈良県・和歌山県）の総合的な土砂管理が複数県に跨るほか、河口閉塞対策、景観への配慮など高度な技術が必要であることから直轄事業化が必要です。  
また、新たな対策として漂砂制御施設等を検討しますが、非常に高度な技術力を要することから国や研究機関からの技術的な支援が必要です。
- 2 鳥羽河内川流域では頻発化・激甚化する豪雨に伴い、数年に1回浸水被害が発生しており、浸水被害の軽減に向けて鳥羽河内ダムの令和10（2028）年度完成が待ち望まれています。鳥羽河内ダムでは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」という。）に治水ダム建設事業が位置づけられ、国土強靱化予算が補正予算により措置されたことから、令和5（2023）年度の本体着工に向け着実に事業進捗を図っています。



しかし、令和6(2024)年度以降、ダム本体工事に約70億円が必要ですが、「5か年加速化対策」の終了後にダム本体工事のピークを迎えることから、「5か年加速化対策」後の予算確保が課題となっています。

- 3 雲出川の中流域には無堤部が多く存在し、近年でも毎年のように浸水被害が発生しています。また、下流部の浸水エリアにはJR紀勢本線や近鉄名古屋線のほか、国道23号をはじめとする緊急輸送道路が多く存在し、県庁所在地（津市）と県南勢部を結ぶ交通の要衝となっています。流域治水の本格的な実践に向けて、令和5(2023)年3月に、中村川とその支川、赤川、波瀬川が特定都市河川・特定都市河川流域に指定されました。中流部の家屋浸水の解消を図るとともに下流部の破堤リスクの低減を図るには、特定都市河川の指定による流域治水整備事業を活用して、雲出川本川及び支川の河川改修を加速化することが必要です。
- 4 政府の地震調査委員会は令和4(2022)年1月、南海トラフ巨大地震の40年以内の発生確率を「90%程度」に引き上げました。海拔ゼロメートル地帯を流域とする木曾三川において、早期の堤防耐震化が求められています。

宮川流域は伊勢神宮等の歴史遺産、鈴鹿川流域は日本屈指の工業地帯、櫛田川流域は農業基盤集積地を有しており、社会・経済・文化の基盤を成していますが、平成29(2017)年の台風第21号による洪水で甚大な被害に見舞われました。

浸水被害を軽減するため、直轄河川改修事業について、「5か年加速化対策」を重点的・集中的に講じ、事前防災対策を加速化することが必要です。
- 5 平成23(2011)年の紀伊半島大水害時に、熊野川で現行計画を大きく上回る洪水が発生し、甚大な被害に見舞われました。また、令和元(2019)年の台風10号では、支川の相野谷川が計画高水位を超過しました。こうしたことから、国においては令和3(2021)年度に気候変動の影響をふまえた河川整備基本方針・河川整備計画が策定されました。今後は策定した河川整備計画に基づき、河道掘削等の河川整備の推進を図ることが必要です。

また、熊野川流域では、治水対策や長期化する濁水の影響等が課題となっていることから、平成24(2012)年7月に国、三重県、奈良県、和歌山県、沿川市町村、ダム管理者が参画する「熊野川の総合的な治水対策協議会」を設置し、堆積土砂撤去、流域の崩壊地対策、利水ダムの施設改良や運用改善などに取り組んでいます。持続可能かつ総合的な土砂管理を進めるとともに、濁水およびその長期化を抑制する取組を推進することが必要です。
- 6 伊賀地域の治水対策は、上野遊水地および川上ダムの整備、木津川・服部川・柘植川の河道掘削が完成することにより、戦後最大規模の洪水（昭和28年台風第13号）と同程度の大雨が発生しても浸水被害がゼロとなり、治水上の安全が確保される見込みです。上野遊水地は平成27(2015)年度に運用を開始し、川上ダムは令和4(2022)年度の事業完了後、管理段階へ移行しますが、試験湛水が継続中であるため、試験湛水中も本運用と同等の効果的な運用が必要で  

直轄河川改修事業について、伊賀市内では服部川で河道掘削・水門整備が進められていますが、気候変動をふまえた水害リスクに備えるため、「5か年加速化対策」を重点的・集中的に講じ、事前防災対策を加速化することが必要です。

また、名張市内では、平成29(2017)年の台風第21号で道路冠水、床下浸水が発生したことから、「5か年加速化対策」を重点的・集中的に講じ、事前防災対策を加速化することが必要です。

事務担当 県土整備部河川課、港湾・海岸課

関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、河川法、海岸法、港湾法、水資源開発促進法、水資源機構法 等

## 5. 魅力ある地域づくりの基礎となる社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

- 1 港湾の脱炭素化推進計画策定に向けた助言など技術的な支援を行うこと。  
物流、観光の活性化に資する港湾の利活用に関する助言など技術的な支援を行うこと。
- 2 地方が真に必要とする道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、新たな財源の創設を行うこと。  
大規模構造物（橋梁・トンネル等）の新設・改築及び小規模附属物（道路情報板等）の修繕について個別補助制度を拡充すること。
- 3 地域の課題解決に向け、「道路メンテナンス事業補助」、「踏切道改良計画事業補助」、「土砂災害対策道路事業補助」、「交通安全対策補助（地区内連携）」の推進に必要な予算を確保すること。
- 4 地域高規格道路の国道167号磯部バイパスの整備推進に必要な予算を確保すること。  
東海環状自動車道へのアクセスを強化する国道421号大安ICアクセス道路の整備推進に必要な予算を確保すること。  
地方創生や地域の防災・減災、安全に資する道路整備に必要な社会資本整備総合交付金事業および防災・安全交付金事業に必要な予算を確保すること。
- 5 劣化が進む舗装の修繕や道路インフラの老朽化対策を推進するために必要な予算を確保すること。
- 6 健全な路面標示の定常化に向け、計画的に進めるために連携すること。  
大雪時の人命最優先の道路規制や乗員保護のための広域的な情報共有体制を強化すること。  
良好な景観や地域の絆の形成に資する花とみどりの活用推進に向けて、取組を強化すること。
- 7 通学路の交通安全対策を推進するために必要な予算を確保すること。
- 8 AIカメラをはじめとする地方自治体が進める道路のDXの取組を加速できるよう、国からの技術的・財政的な支援を拡充すること。
- 9 ナショナルサイクルルートの環境整備を推進するため、必要な予算の支援と拡充を図るとともに、直轄国道での取組を推進すること。  
トンネル照明のLED化を推進するため、必要な予算の確保を図ること。
- 10 流域治水の取組推進のため、特定都市河川の指定拡大に向けた技術的な支援を行うこと。  
河川管理者以外の者が行う取組に対する財政支援を行うこと。  
利水ダムของ事前放流にあたり、新たに必要となる情報共有システムの構築に対する財政支援を行うこと。
- 11 河川整備基本方針・河川整備計画策定に係る業務を社会資本整備総合交付金制度の対象とすること。  
海岸保全基本計画の変更について技術的な支援を行うこと。

- 12 南海トラフ地震による被災リスクの高い「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」などにおいて、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を重点的に推進できるよう、安定的に予算を確保すること。
- 13 流域におけるインフラ老朽化対策を推進するために必要な予算を確保すること。  
長寿命化計画に基づくダム設備の修繕・更新を補助事業の対象とすること。
- 14 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの耐久性の向上を図り、更新に対して財政支援を行うこと。  
河川台帳のデジタル化など河川DXに対して財政支援を行うこと。
- 15 木津川水系直轄砂防事業について、住民の安全と交通機能確保のため事業推進を図ること。
- 16 土砂災害警戒区域指定などに資する地形図の高精度化、砂防指定地図及び施設台帳等のデジタル化などインフラDXの砂防事業における取組を加速できるよう、国からの財政的な支援を拡充すること。
- 17 未普及地域の早期解消に向けた制度「下水道整備推進重点化事業」を堅持するとともに、促進のための予算を確保すること。  
「下水道ストックマネジメント支援制度」に基づき、老朽化対策が着実に推進できるよう必要な予算を安定的に確保すること。
- 18 南海トラフ地震による被災リスクの高い「津波避難対策特別強化地域」において、緊急性の高い海岸保全施設の地震・津波対策を強力に推進できるよう、予算を確保すること。  
港湾施設の老朽化対策や地震対策を強力に推進できるよう、予算を確保すること。
- 19 国営木曾三川公園（桑名七里の渡し公園）の早期全面開園をめざし、七里の渡し地区の早期工事着手を図ること。
- 20 広域的な集客力を強化し、観光等の誘客を促進するための都市公園整備の予算を確保すること。
- 21 大規模自然災害の備えとして、緊急輸送道路の無電柱化に必要な街路整備の予算を確保すること。  
通学路等の安全対策に必要な街路整備の予算を確保すること。  
大規模自然災害の備えとして、防災拠点や避難地となる都市公園整備の予算を確保すること。  
都市公園の老朽化対策を着実に実施していくための予算を確保すること。
- 22 ウォーカブルな空間の形成に必要な予算を確保すること。  
ゆとりある「駅まち空間」の形成に必要な予算を確保すること。
- 23 公営住宅法に、官公署等へ債権管理上必要な場合の照会又は協力を依頼することができる規定を整備すること。  
耐震性が不十分な住宅や建築物を解消するため、耐震化促進に必要な予算を確保すること。  
安全な市街地形成のため、狭あい道路整備等促進事業に必要な予算を確保すること。

## 《現状・課題等》

- 1 本県には国際拠点港湾1港、重要港湾2港、地方港湾17港の合計20港があり、うち19港を本県が管理しています。本県管理の港湾を最大限に活用して、得られる効果を県内全体に波及させるため、カーボンニュートラルポートの実現、港湾による地域産業や観光の活性化に向けて取組を進めているところです。

本県では、多様な関係者と協働し、港湾に関わる新たな課題への対応を目的に「三重県港湾みらい共創本部」を令和4(2022)年4月に設置しました。現在、2050年の港湾の脱炭素化に向けた港湾脱炭素化推進計画の検討、取扱貨物量の拡大に向けた地域産業の活性化に資する港湾の取組の検討、クルーズ船の寄港拡大に向けたクルーズ・マリンレジャー等観光振興に資する港湾の取組の検討を進めているところですが、こうした取組の進捗を図るためには、国による技術的助言などの支援が必要です。
- 2 幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対応も織り交ぜた道路整備を進めていますが、予算が不足しており、計画的な道路整備の推進が困難となっています。また、排水施設や道路情報板等の法定点検施設以外の道路施設の老朽化対策を着実に進めていく必要があります。このように地方が真に必要な道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、新たな財源の創設が必要です。

現状において、大規模構造物の修繕・更新に係る個別補助制度はありますが、新設・改築に係る個別補助制度はなく交付金事業で実施しています。大規模な橋梁、トンネルの新設・改築については、一定期間において重点的に予算を確保し、計画的に整備を推進する必要があります。そのため、交付金ではなく個別補助制度の拡充が必要です。
- 3 地域の課題解決に向けた計画的な道路事業の進捗を図るため、道路メンテナンス事業補助、踏切道改良計画事業補助、土砂災害対策道路事業補助、交通安全対策補助（地区内連携）の推進に必要な予算確保が必要です。
- 4 国道167号磯部バイパスは、地域高規格道路である伊勢志摩連絡道路の一部であり、伊勢志摩地域の生活・産業・観光を支える重要な幹線道路であるとともに地域の安全を担う緊急輸送道路です。令和6(2024)年度の開通に向けて整備推進に必要な予算の確保が必要です。

国道421号大安ICアクセス道路は、いなべ市街地と東海環状自動車道の大安ICを連絡し、地域産業・商業等を支援するとともに東海環状自動車道の供用開始に伴う交通集中の緩和を図るため整備を進めています。国道421号大安ICアクセス道路の令和6(2024)年度開通に向けて、整備推進に必要な予算の確保が必要です。

社会資本整備総合交付金を活用し、幹線道路ネットワークの強化を進めるとともに、防災・安全交付金を活用し、道路法面等防災対策や通学路における交通安全対策、道路施設の老朽化対策、橋梁の耐震化などを進めていますが、予算が不足し計画的な事業進捗を図ることが困難な状況のため、交付金事業の予算の確保が必要です。
- 5 県管理道路の舗装は、走行時の快適性や安全性を確保・維持するため、5年に1回の頻度で詳細点検（路面性状調査）を実施し、ひび割れ状況等をふまえた維持管理を実施していますが、経年劣化が進んでいます。緊急輸送道路等の防災上重要な道路における舗装修繕を推進できるよう、安定的な予算の確保が必要です。

また、トンネルや橋梁等の道路施設は、より早い段階（健全度Ⅱ：予防保全）で修繕することにより道路利用者の安全・安心な通行の確保、ライフサイクルコスト削減が図れることから、これまでの事後保全から予防保全への転換が重要であり、予防保全型道路インフラメンテナンスを推進できるよう安定的な予算の確保が必要です。
- 6 効果的な路面標示の維持管理に向けて、令和2(2020)年に直轄事務所・県警・県で構成する「三重県内道路路面標示連絡調整会議」を設立し、路面標示の交差点での同時塗替え、モニタリング調査を実施しています。また、三重大学、県警察と共同でAIを活用した路面

標示劣化システムの開発を進めています。路面標示は、道路利用者の安全な通行を確保するために非常に重要な施設であることから、計画的な路面標示の塗替えに向けて、国と県等の連携が必要です。

令和4(2022)年度は、国内で大雪による大規模な車両滞留が発生しており、新名神高速道路において、66kmの立ち往生が発生し、滞留車両の解消まで長時間を要しました。人命を最優先に、大規模な車両滞留を徹底的に回避するため、関係機関が広域的に連携し、交通状況等の迅速な情報共有や適切かつ一体的な通行規制、乗員保護体制の確保等に的確に対応できるよう、さらなる体制の強化が必要です。

本県では、令和5(2023)年4月に、多様な主体が連携して花とみどりの活用を推進し、個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的として「花とみどりの三重づくり条例」が施行されました。道路空間においては、良好な景観形成、地域の絆の強化を目指し、花植え活動の促進、管理目標樹形に基づく景観に配慮した剪定、安全で景観に配慮したきめ細かな道路除草等の取組について、直轄国道とも連携して推進していくことが必要です。

7 交通安全事業は、通学路交通安全プログラムや千葉県八街市の事故を踏まえた合同点検に基づく要対策箇所等で事業を推進していますが、依然として通学児童が巻き込まれる事故が発生していることから、引き続き通学路等での交通安全対策が必要です。通学児童など道路利用者の交通安全確保のための交通安全対策事業が着実に推進できるよう、安定的な予算の確保が必要です。

8 本県では、道路メンテナンスの強化や交通マネジメントの活用に向け、令和3(2021)年4月からAIカメラによる常時観測システムの運用を開始し、交通量の増減を定期的に公表しており、今後の観測体制を強化するため、令和4(2022)年3月に、「道路DX中期計画 ver. 1」を策定しました。また、渋滞や交通安全等の交通マネジメントや道路空間の再編等の計画検討のほか、災害時の異常検知などにAIカメラの活用の幅を広げていく必要があることから、令和5(2023)年3月に、「道路DX中期計画 ver. 2」を策定しました。

国の取組を地方自治体が管理する道路にも展開し、全ての道路管理者の道路データの統合や連携を図るとともに、道路分野へのICT・AI等の新技術の整備や運用のさらなる増強に向け、国からの技術的・財政的な支援が必要です。

9 太平洋岸自転車道は、令和3(2021)年5月に第2次ナショナルサイクルルートに指定され、本県においては鳥羽市から紀宝町に至る約300kmが含まれています。サイクルツーリズムを強力に推進していくためには、サイクリングが楽しめる魅力づくりを地域と連携しながら盛り上げていくとともに、安全で快適な自転車通行空間の確保や受入環境の整備に取り組む必要があります。矢羽根や案内看板等の整備は交付金の対象ですが、サイクルステーションや景観整備は交付金の対象外となっており、よりサイクリングが楽しめる環境整備を推進するために交付金対象とするよう採択要件の拡大が必要です。

近年の気候変動の影響により温暖化対策は喫緊の課題となっており、脱炭素社会の実現に向けて、道路交通の低炭素化、道路インフラの省エネ化・グリーン化が求められています。本県では道路インフラの省エネ化に向け、トンネル照明のLED化を進めており、このLED化を計画的に推進できるよう安定的な予算の確保が必要です。

10 気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、本県では令和4(2022)年3月までに全ての一級水系と二級水系において、流域治水プロジェクトを策定しました。これらの流域治水プロジェクトの実効性を高めるためには、河川管理者以外の者が行う取組を推進すること

が重要です。これらの取組を強力に取組を推進するには、施行者にメリットがある財政支援が必要です。

特定都市河川の指定を拡大し、法的枠組みの下、流域治水を実践するためには、指定に向けた技術的な検討と地域住民への丁寧な説明が必要です。指定要件の整理や地元調整に関するノウハウ等について、国の技術的な支援が必要です。

事前放流において新たに必要となる情報共有システム構築の費用は、河川管理者・ダム管理者双方が管理区分で応分の負担をする制度となっており、土地改良区など利水者に財政負担が生じます。利水者の協力を得るためには情報共有システム構築に対する財政支援が必要です。

- 11 水災害の頻発化・激甚化を受け設置された「社会資本整備審議会」の答申において、治水計画等を将来の気候変動を踏まえて治水計画等の見直しが示されました。

河川整備基本方針・河川整備計画の策定については、県単独事業で対応していますが、今後、気候変動の影響を踏まえた見直しを行うためには、多額の費用が必要であり、予算確保が困難であることから、事業の進捗を図るためには、交付金制度の対象にする必要があります。また、策定・見直しの手法について技術的な支援が必要です。

海岸保全基本計画の変更について、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、気候変動の影響による平均海面水位の上昇や潮位偏差・波高の長期変化を海岸保全基本計画に反映することになっており、見直しは5年程度（令和7年度末まで）を目処としています。将来的な気候変動を踏まえて設計外力を設定した場合、海岸保全施設だけではなく河川管理施設等にも大きな影響を及ぼすことに加え、愛知県、三重県、和歌山県3県にまたがる設定となることから、設計外力の設定について国の技術的な支援が必要です。

- 12 本県沿岸地域は、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」に指定されており、被災リスクが非常に高い地域です。また、地震調査委員会によると、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%と非常に高く、切迫性が高まっています。南海トラフ地震に備えた地震・津波対策が喫緊の課題となっている中、「5か年加速化対策」により別枠予算が配分されました。今後も継続して、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を推進できるよう、安定的な予算の確保が必要です。

- 13 河川管理施設、ダム設備、海岸保全施設、砂防施設の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理に向けて長寿命化計画に基づく老朽化対策を着実に進めるため、安定的な予算の確保が必要です。

老朽化したダム設備の修繕や更新については、令和4（2022）年度に個別補助事業として「ダムメンテナンス事業」が創設され、総事業費4億円を超えるダム管理施設の機能強化（改築・改良）については補助事業の対象となりましたが、ダム管理施設の修繕や更新については対象とならず、県単独事業で対応していることから、重い財政負担となっています。

長寿命化計画に基づく海岸保全施設修繕や河川管理施設の更新、砂防関係施設修繕については個別補助事業の対象となっていることを踏まえ、長寿命化計画に基づくダム設備の更新についても、補助事業の対象とするよう採択要件の拡大が必要です。

- 14 本県においても、国の開発した従来品よりもコンパクトで安価な危機管理型水位計・河川監視カメラを採用し、重点監視箇所として位置付けた場所に水位計とカメラを合わせて設置しています。現在は57箇所を設置済みであり、令和8（2026）年度末には合計102箇所で設

置することを目標に進めています。しかし、これらの機器開発の仕様が「無給電で5年以上稼働」となっており、それ以降の担保が無いことから、耐久性の向上を図るとともに、更新を支援する制度が必要です。

河川台帳が紙資料であることから、占用物件や河川区域などの問合せへの対応に時間を要しています。また、河川管理施設の点検結果や工事完成図書などのデータについては、報告書とともに保管されており十分に有効活用できていない状況です。成果品からの台帳の新規作成も、規定が細部にわたり、手間と予算を要します。台帳のデジタル化に向け、点群や簡易写真等についての規定を見直し、規定の緩和を図るとともに、台帳等のデジタル化など河川 DX を支援する予算制度が必要です。

- 15 名張市街地を走る国道 165 号や近鉄大阪線周辺には多数の土石流危険渓流があり、要配慮者利用施設等も土砂災害に対する保全対象となっています。現在、事業を実施している木津川水系直轄砂防事業により砂防堰堤、流木捕捉の整備が進められており、住民の安全と交通機能確保のため、事業を推進し早期完成を図る必要があります。

- 16 土砂災害警戒区域の二巡目調査、土砂洪水氾濫対策計画の策定、山地での危険な土地改変の監視などを行っていくためには、広域をカバーする高精度な地形情報が必要です。

また、自治体が持つ砂防指定地図や砂防施設台帳等は紙資料のものが多くあり、土砂災害警戒区域図などのハザード情報とのつながりも無く、それぞれを十分に活用できていません。

地形図の高精度化や砂防指定地図や砂防施設台帳のデジタル化など、自治体が行うインフラ DX の砂防事業における取組を加速できるよう、土砂災害防止法基礎調査費にかかる補助率のかさ上げ等の支援や、高精度な地形図作成や砂防施設台帳等のデジタル化を支援する予算制度が必要です。

- 17 本県では、下水道の未普及地域の早期解消に向け、「下水道整備推進重点化事業」を活用して社会資本整備総合交付金により下水道の普及に取り組んでいるところです。本県の市町では、下水道を供用している 23 市町のうち、11 市町が今後も引き続き重点的に公共下水道の管渠延伸及び面整備等を進める必要があります。事業に必要な予算を確保し、下水道の普及を図る必要があります。

本県の流域下水道の 6 処理場の設備は、老朽化により改築時期を迎えているため、令和元（2019）年度に費用の平準化や縮減を考慮した「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、令和 2 年度から当該計画に基づき、老朽化対策を行っています。老朽化対策が滞り、下水道の運用に支障をきたすことがないように、必要な予算を確保し、計画に基づいた事業を着実に実施する必要があります。

- 18 地震調査委員会による南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率は 70～80%と非常に高く、切迫性が高まっています。このため海岸保全施設の耐震対策や海岸堤防強靱化対策等の早急な実施が求められており、それらを重点的に推進するためには、予算の確保が必要です。

また、港湾は地域経済を支える重要な社会資本であり、港湾施設の機能を回復させ、「事後保全」から「予防保全」の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換により港湾施設の安全性確保や長寿命化を図るため、老朽化対策を進めていく必要があります。さらに、大規模地震に備え緊急物資輸送機能を確保し、経済を支える海上ネットワークを維持

するため、港湾施設の耐震化を進める必要があり、これらを強力に推進するためには、さらなる予算の確保が必要です。

19 国営木曾三川公園は、令和3(2021)年1月に七里の渡し公園(住吉地区)が全面開園しました。引き続き、木曾三川を軸とした交流と繁栄の歴史を紹介する場として、また地域活性化・交流促進のため、早期全面開園をめざし、七里の渡し公園(七里の渡し地区)の早期工事着手を図ることが必要です。

20 本県では、広域的な集客力強化に資する新たな拠点づくりとして、都市公園の整備に取り組んでいます。県営都市公園熊野灘臨海公園では、老朽化したプールの再整備を行い、心身をリフレッシュできるアクティビティ施設の充実を図っています。

また、県営都市公園ダイセーフォレストパーク(鈴鹿青少年の森)では、Park-PFIを活用した公園のリニューアルを行い、新しく開店したカフェにはオープン1か月で約7千人が訪れるなど、官民連携の取組により新たなにぎわいを創出しています。

その他の都市公園においても、広域的な集客力を強化し、観光等の誘客を推進するためには、都市公園整備のための予算確保が必要です。

21 令和元年房総半島台風では、千葉県において約2千本の電柱が倒壊したことにより、停電が長期化するなど、住民生活に甚大な影響を及ぼしました。激甚化・頻発化する自然災害により、全国各地で甚大な被害が発生しているため、緊急輸送道路の無電柱化に向けた街路整備のための予算確保が必要です。また、市街地における安全・安心な歩行空間の確保が求められており、通学路等の安全対策を推進するための予算の確保が必要です。

南海トラフ地震などの大規模災害に備えた都市防災機能の強化に向けて、防災拠点や避難地となる都市公園の整備や、公園施設の老朽化対策のための予算の確保が必要です。

22 市街地において、人口減少・生産年齢人口の減少による活力の低下は全ての都市が抱える共通の課題となっているため、市街地に人が集まる動機と居心地のよさがありウォーカブルな空間の形成に向けた予算の確保が必要です。

また、駅前広場や歩行空間、自転車道の整備により、交通連節機能と回遊性を向上させ、利便性・快適性・安全性の高いゆとりある「駅まち空間」を形成するため、必要な予算の確保が必要です。

23 本県の令和3年度県営住宅使用料の徴収率は、99.1%で全国第3位となっていますが、滞納家賃の徴収のためには、退去滞納者には住所調査、金融機関での口座の有無及び取引状況など各種調査が必要です。これらの住所調査、金融機関での口座の有無等の確認など、県営住宅使用料等の債権管理上必要な場合であっても、公営住宅法には、債権管理に関する規定がないため、現状では、普通地方公共団体の債権取立て等についての義務を規定している地方自治法第240条第2項を根拠として、市町村、金融機関等に調査を行っています。

しかし、市町村、金融機関等からは、地方自治法第240条第2項は、地方公共団体が調査及び協力を依頼することができることを定めたものではないことから、同項を根拠にした照会には回答できないとの事例も発生しています。そのため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の規定のように、公営住宅法に官公署等へ照会又は協力を依頼することができる規定を整備する必要があります。



住生活基本計画では、令和12(2030)年までに耐震性の不足する住宅を概ね解消することが目標とされています。また、耐震改修促進法に基づく国の基本方針では、令和7(2025)年までに耐震性の不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消することが目標とされています。これらの目標を達成するためには、住宅・建築物の耐震化事業に係る予算が必要です。

県内の11市町で狭あい道路整備等促進事業を実施しており、令和5(2023)年度末までに34,055mの狭あい道路について拡幅整備を計画しています。住民からセットバック部分の寄付を受けるものの、舗装や側溝敷設等の道路整備に必要な予算が不足し、道路として整備が進められずに通行上危険な状態の箇所もあります。これらの未整備セットバック部分について、着実に整備を進め市街地の安全性の向上を図るために、必要な予算の確保が必要です。

**事務担当** 県土整備部道路企画課、道路建設課、道路管理課、河川課、防災砂防課、  
港湾・海岸課、都市政策課、下水道事業課、建築開発課、住宅政策課

**関係法令等** 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、  
道路法、河川法、海岸法、港湾法、砂防法、土砂災害防止法、下水道法、公営住宅法、  
住生活基本法、建築基準法、踏切改良促進法、道路整備事業に係る国の財政上の特別  
措置に関する法律、無電柱化の推進に関する法律、都市再生特別措置法、建築物の耐  
震改修の促進に関する法律、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱、  
建築基準法、住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱、住宅市街地総合整備事業制  
度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

## 6. 背後圏産業の発展を支え、安全・安心を高める四日市港の整備推進

(財務省、国土交通省)

- 1 四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備事業の推進（北ふ頭 81 号耐震強化岸壁整備）  
東海環状自動車道全線開通を見据えた 81 号耐震強化岸壁の供用開始に向け、計画的かつ重点的に事業を推進するために必要な予算を確保すること。
- 2 カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けた支援  
カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けた技術的助言など必要な支援を行うこと。
- 3 海岸保全施設・港湾施設の国土強靱化対策の推進  
「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等により、  
(1) 海岸保全施設の地震・津波・高潮対策に集中的に取り組むため、直轄事業化による早期整備を実現するとともに、必要な予算を確保すること。  
(2) 港湾施設の老朽化対策などに集中的に取り組むため、さらなる予算を確保すること。

### 《現状・課題等》

#### 1 四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備事業の推進(北ふ頭 81 号耐震強化岸壁整備)

四日市港は、背後圏産業の発展を物流面から支える重要な役割を担っており、特に霞ヶ浦地区は、コンテナ貨物や完成自動車、エネルギー関連貨物などを取り扱う国際物流拠点の中核となっています。

四日市港では、コンテナ船の大型化により必要水深を満たす岸壁が不足しているとともに、コンテナ船用の耐震強化岸壁がなく、南海トラフ地震など大規模地震が発生すれば、物流機能が大幅に低下し、経済・産業に与える影響は甚大になるおそれがあります。

一方で、近年は、臨港道路「四日市・いなばポートライン」や新名神高速道路、東海環状自動車道など四日市港と背後圏をつなぐ道路網の整備による利便性が向上し、東海環状自動車道沿線等では、新たな企業が立地するなど、更なる企業進出や生産拡張による民間投資等が進展しています。

東海環状自動車道が全線開通すると、大垣市から四日市港への所要時間は 100 分から 50 分へと短縮されるなど、物流効率が飛躍的に向上し、更なるコンテナ貨物量の増加が見込まれることから、令和 8 年度の東海環状自動車道の全線開通を見据えた霞ヶ浦地区国際物流ターミナルの供用開始に向けた計画的な事業推進を図るため、重点的な予算の確保が必要です。

## 2 カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けた支援

四日市港は、我が国有数の石油化学コンビナート等を擁し、石油をはじめとしたエネルギーの輸入・供給拠点として、我が国の経済を支える重要な役割を担っており、そのための既存インフラや供給網が整っています。このため、今後、主要なエネルギー源が化石燃料から水素・燃料アンモニア等へ変化しても、四日市港は、これまでと変わらず我が国における重要なエネルギーの輸入・供給拠点としての役割を果たしていく必要があります。

このような考えのもと、四日市港におけるカーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けて、四日市港管理組合が事務局となって、学識経験者や臨海部立地企業、船会社、関係団体、国・三重県・四日市市等が参画する四日市港CNP協議会を令和4年8月に設置し、令和5年3月に「四日市港CNP形成計画」を策定しました。今後は、令和4年12月に施行された港湾法の一部を改正する法律に基づき、四日市港管理組合において、関係者連携のもと「港湾脱炭素化推進計画」を作成する予定です。

また、三重県と四日市市において、知事及び市長も自ら参画する四日市コンビナートのカーボンニュートラル（CN）化に向けた検討委員会が令和4年3月に設立され、令和5年3月に「四日市コンビナートの将来ビジョン（グランドデザイン）」が取りまとめられました。令和5年度からは、新たに四日市コンビナートCN推進委員会が設置され、企業間の連携によるプロジェクト創出や企業と行政が連携した実証実験などの新たな取組の推進が図られます。

四日市コンビナートのCN化と四日市港におけるCNPの形成は、一体不可分であり、四日市コンビナートのCN化及び四日市港におけるCNPの実現に向け、技術的助言など国による支援が必要です。

## 3 海岸保全施設・港湾施設の国土強靱化対策の推進

四日市港の港湾施設や海岸保全施設の多くは供用から50年以上が経過し、劣化・損傷が発生していることから、老朽化対策は「待ったなし」の課題です。パイプライン等が近接するコンビナートにおける海岸保全施設整備には、特に高度な技術力が必要となります。

このため、海岸保全施設整備の直轄事業化による早期整備を実現するとともに、海岸保全施設の地震・津波・高潮対策、港湾施設の老朽化対策などに集中的に取り組むため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による予算確保が必要です。

また、千歳運河では歴史的・文化的資源を活用して、「みなと」を核とした魅力ある空間を創出するため、老朽化した物揚場を緑地護岸として整備を進めており、集中的に取り組むためにはさらなる予算が必要です。

事務担当 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

## 7. リニア中央新幹線の早期全線開業および三重県駅を核とした

### まちづくりの検討支援

(国土交通省)

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方創生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、沿線自治体と積極的に連携、協力し、骨太の方針に記載のとおり、名古屋・大阪間の環境影響評価の手続きを2023年から着手できるように、JR東海に対し必要な指導、支援を行い、ルート・駅位置の早期確定に向けた準備を迅速に進めること。

また、一日も早い名古屋・大阪間の着工・全線開業を実現させるため、現在直面している東京・名古屋間の工事に関する課題について、関係者との調整を行い早期解決を図ること。

- 2 リニアインパクトの最大化に向け、三重県駅を核とした道路ネットワーク強化・まちづくりについての検討を支援すること。

#### 《現状・課題等》

- 1 本県では、令和4年度リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会総会でリニア三重県駅候補地案を決議の上、JR東海に要望し、JR東海による環境影響評価手続きの円滑な実施につなげたいと考えています。

さらに、名古屋・大阪間のルートと駅位置を速やかに確定して事業に着手するとともに、効率的に工事等を進め、早期開業につなげていくことが重要です。

昨年6月に閣議決定された骨太の方針において、「全線開業の前倒しを図るため、建設主体が2023年から名古屋・大阪間の環境影響評価に着手できるように、沿線自治体と連携して、必要な指導、支援を行う」ことが明記されました。また、年頭の会見では、総理から、「リニア全線開業に向けた大きな一歩を踏み出す年」との力強い発言も示されています。

リニア中央新幹線建設促進期成同盟会へ静岡県も加盟したことから、沿線10都府県が一致協力し、一日も早い全線開業の実現を強力に推進していく必要があります。

また、現在の東京・名古屋間の令和9（2027）年の開業に向けて、建設工事が着実に進められるよう、現在直面する課題の早期解決を図るため、国において関係者との調整が必要です。

- 2 リニア中央新幹線の全線開業により、首都圏、中部圏、関西圏の3大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンが形成され、中部圏と関西圏の中間に位置する本県は、大都市圏と短時間でつながるとともに、県内駅設置により日本の「成長のコリドー（回廊）」の一部を形成することになります。

また、中間駅を核とした地域づくりを進めることで、集客交流、産業振興などによる魅力ある地域づくりが進むという波及効果（リニアインパクト）が期待されることから、名古屋・大阪間のルートおよび駅位置の確定を見据え、早い段階からリニア中間駅を核とした地域づくりに取り組む必要があります。

特に地方においては、リニア中間駅と鉄道の接続や道路網の整備などによるリニア駅を核とした交通ネットワーク網の構築と、駅周辺の開発や魅力あるまちづくりが重要な要素となることから、三重県駅を核とした道路ネットワーク強化・まちづくりの検討について国の力強い支援が必要です。

事務担当 地域連携・交通部広域交通・リニア推進課、県土整備部道路企画課、都市政策課  
関係法令等 全国新幹線鉄道整備法、都市計画法、都市公園法、都市再生特別措置法 等

## 8. 津波避難施設整備への支援の充実

(内閣府、総務省、国土交通省)

津波避難タワーなどの津波避難施設は、安全な高台等への避難が困難な地域において住民の生命を守るための重要な施設であることから、整備が一日でも早く進むよう、津波避難施設の整備に対する支援制度を継続し、必要な予算を確保した上で、支援制度のさらなる拡充を図ること。

今後30年以内の発生確率が70～80%とされている南海トラフ地震では、東海、近畿、四国、九州などの超広域にわたり被災することから、我が国にとって、深刻かつ甚大な被害が生じることが想定されています。

中央防災会議が平成24(2012)年度に公表した被害想定では、全国の南海トラフ地震による死者数は最大約32万人に達し、被害額は220兆円を超えると見込まれています。

また、沿岸部には、最大34mの津波が押し寄せ、津波による死者は約23万人と想定されていることから、南海トラフ地震による被害の軽減を図るためには、津波避難タワーなどの津波避難施設の整備が必要となります。

これまでも、「南海トラフ地震対策特別措置法」による補助嵩上げなどの財政支援制度の活用により、津波避難施設の整備は一定進んできているものの、地震発生から数分程度で津波が到達する地域や、地震の揺れに伴う液状化等により堤防が沈降し、地震発生直後から浸水が始まる地域など、津波からの避難が困難な地域が数多く残されている中で、津波避難タワー1基あたりの整備費が2～3億円程度必要となることから、財政支援制度を活用してもなお財政負担が大きく、津波避難施設の整備を進められない市町もあります。

すべての要避難者が確実に避難することができる施設の整備を促進するため、今後も既存の支援制度を継続し、必要な予算の確保が必要です。

また、地方の財政負担が軽減されるよう、「南海トラフ地震対策特別措置法」による補助の一層の嵩上げや、国交付金活用時の地方負担部分に、「緊急防災・減災事業債」や「過疎対策事業債」などの交付税措置率の高い地方債を充当可能とするなど、支援制度のさらなる拡充を図ることが必要です。

事務担当 防災対策部地域防災推進課、国土整備部都市政策課  
関係法令等 災害対策基本法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、地方財政法

## 9. 人口減少対策の取組に向けた支援

(内閣府、文部科学省、厚生労働省、こども家庭庁)

人口減少対策の実行は、待ったなしの状況であり、自然減の緩和に向けた少子化対策と、社会減の解消に向けた定住促進や流入・Uターン促進に継続的に取り組んでいくことが必要である。地方での人口減少対策を推進するため、以下の措置を講じること。

- 1 3月31日に公表した「こども・子育て政策の強化について（試案）」で掲げた、めざす社会の姿の実現に向け、実効性ある取組を国、地方を挙げて実施できるよう検討を進めること。
  - (1) 従来から踏み込んだ対策を盛り込んだ「こども・子育て政策の強化について（試案）」の各事項について、早期に財源議論を含めて検討を行い、具体的な取組につなげること。
  - (2) 保育士の配置基準の改善に伴い、必要となる保育士の確保に向けて、保育士の処遇改善や職場環境の改善のための公定価格の引き上げに加え、潜在保育士の活用に向けた支援制度の拡充を行うとともに、そのために必要な財源を確保すること。
  - (3) こどもの健やかで安全・安心な育ちを支援するため、全国一律の医療費助成制度を創設すること。
  - (4) 子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して出産・子育てができるよう、授業料および入学金の減免や給付型奨学金の要件緩和といった高等教育の就学支援のさらなる拡大を行うこと。
  - (5) 育児・介護休業法の改正による出生時育児休業（産後パパ育休）などの制度が十分に活用されるよう、男性育児休業取得に対する機運醸成を行うこと。また、育児休業を取得する従業員の代替要員確保に向けた仕組みの構築など、希望に応じて育児休業を取得できる環境整備を進めること。特に代替要員の確保が難しい中小企業において取得が進むよう、企業側の支援を行うこと。
  - (6) 安心して子育てができるよう、雇用保険の育児休業給付の対象外となっている短期間雇用の労働者や妊娠・出産に伴う退職者、自営業者、フリーランス等も対象とするこども中心の給付制度を早期に導入すること。
  - (7) 出産や子育て等との両立支援のため、長時間労働の是正、イクボスの取組、時間単位年次有給休暇や配偶者出産休暇等の充実、テレワークなどの多様な柔軟な働き方の制度について、企業にさらなる導入を促進すること。
  - (8) 不妊治療に医療保険が適用され、負担軽減につながったものの、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用範囲の拡大など改善を図ること。また、独自に支援を行う地方自治体への財政的支援を行うこと。

- 2 デジタル田園都市国家構想推進交付金について継続的に予算を確保すること。また、移住支援事業について、より一層活用しやすい制度となるよう交付金支給対象となる移住元地域の拡大や、在住・通勤期間の短縮などの要件緩和、および制度周知・広報の充実について取り組むこと。
- 3 地方におけるデジタル人材の育成および魅力ある地方大学の実現に向けて、地方における情報系学部・研究科の新設を支援し、定員増を認めること。

#### 《現状・課題等》

- 1 (1) 3月31日に公表した「こども・子育て政策の強化について(試案)」においては、「若い世代が希望通り結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、ストレスを感じることなく子育てができる社会」、「こどもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会」をめざし、児童手当の所得制限の撤廃や75年ぶりの保育士の配置基準の改善など、十分な成果につながらなかったこれまでの対策からより踏み込んだ内容の対策が盛り込まれています。少子化の加速は将来の生産年齢人口の減少につながり、それに伴い経済成長の鈍化や社会保障制度における給付と負担の不均衡の拡大が懸念されることから、一刻も早く実効性のある対策を実施することが必要です。
- (2) 昨今、送迎バスへの児童の置き去りや不適切保育などの痛ましい事案が発生する中、児童の安全を確保し適切な保育を行うため、今回、保育士の配置基準が改善されることとなりました。これに伴い保育士のさらなる確保が必要となる中、本県では、保育士の加配を行う保育所等への補助や修学資金貸付等を実施し保育士の確保に努めていますが、十分な確保に至っていません。また、本県が令和4年(2022)年度に実施したアンケートにおいては、現役保育士から、職場で改善してほしいこととして「給与・賞与等の改善」(52.2%)が、保育士養成施設の学生から、保育士をめざす学生を増やすための支援や制度として「保育士等の処遇改善(給与・職場環境等)」(77.5%)が挙げられるなど、処遇改善を求める声が多くありました。これまでも保育士の処遇改善が図られてきたところですが、令和4年賃金構造基本統計調査では、保育士の賃金は民営事業所(全産業平均)に比べて月額で51,000円も低い結果となっており、業務負担や責任に見合った対価となっているとは言えない状況です。そのため、保育士の配置基準の改善に伴い、保育士の安定的な確保・定着が図られるよう、保育士の処遇改善や職場環境の改善のための公定価格の引き上げ、潜在保育士の活用のための支援制度の拡充が必要です。
- (3) こども医療費の助成は、県内全市町で実施されており、県ではその助成費用の一部について市町に対し財政支援を行っています。助成費用について、地方財政措置はなく、地方自治体の財政負担は非常に重いものになっています。さらに、全国的にこども医療費の無償化等の対象拡大の動きが出てきており、今後、財政状況などからそうした対応をとることができない自治体との子育て環境の差が大きくなることも想定されます。すべてのこどもが安心して適切な医療が受けられるよう、国の責任において、こども医療に関する全国一律の制度(18歳年度末までなど)を創設することが必要です。
- (4) 令和4(2022)年度に実施した「第1回みえ県民1万人アンケート」では、理想の子どもの数が平均2.4人であったことに対し、実際の子どもの数が平均1.6人と、ギャップが存在しています。このギャップの理由(複数回答可)について尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(73.7%)との回答が最多でした(速報値)。学校基本



調査によると、2022年度の大学への進学率は前年度から1.7ポイント上昇して56.6%と、過去最高を更新しています。また、短大や専門学校への進学を含めると83.8%と高水準となっており、進学率は上昇している中、令和2年度 学生生活調査結果（独立行政法人日本学生支援機構が実施）によると日本学生支援機構の奨学金など何らかの奨学金の受給している者の割合は、大学では49.6%、短期大学では56.9%と年々増加傾向にあるなか、学生生活費（学費と生活費の合計）は下宿・アパート・その他に居住する大学生で平均215万1千円と高額です。

こうした高等教育にかかる負担が子育て世帯の不安につながっていることから、現在実施されている住民税非課税世帯を対象とした返済不要の給付型奨学金にとどまらず、授業料および入学金の減免や給付型奨学金のさらなる要件緩和等を通じて、子育て世帯の経済的不安を解消することが必要です。

(5) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正等により、出生時育児休業（産後パパ育休）の創設や、企業に対する「従業員への育児休業取得の働きかけ」が義務化されるなど、男性の育児休業に関する制度整備は進んでいるものの、令和3（2021）年度の全国における男性育児休業取得率は13.97%（雇用均等基本調査）にとどまることから、制度が十分に活用されるよう、男性の育児休業取得に対する機運醸成が必要です。また、企業等が休業中の従業員の代替要員を確保するための仕組みづくり、職員の多能工化への支援、両立支援等助成金のより柔軟な運用など、育児休業を取得しやすい職場環境整備を進める必要があります。

(6) 希望出生率の実現に向けては、こども・子育てにかかる経済的不安を解消することが大きな課題となっていますが、育児休業給付金は雇用保険制度をベースとしているため、短期間雇用の労働者のほか、妊娠や出産に伴い退職した人、自営業者、フリーランス等は育児休業給付の支給対象外となっています。不本意で雇用保険制度の対象外での就労等をしている人もいる中、社会全体で子育てを応援し、乳幼児の健全な成長に向けて安心して子育てができるよう、出産時や出産後の就労等状況に関わらず育児休業の取得を可能とし、また、所得保障を行う制度が必要です。

(7) 令和4（2022）年度に実施した「第1回みえ県民1万人アンケート」において、実際の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由（複数回答可）について尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」（73.7%）に次いで「仕事と子育てを両立できる職場環境ではない」（49.6%）が上位となりました（速報値）。本県においては、県内企業の参画を得て「みえのイクボス同盟」を設置し、企業のトップ、管理職等がワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいるところですが、テレワークやフレックスタイムの活用の促進など、企業が働き方改革に取り組みやすくなるよう、既存の助成金のさらなる周知等が必要です。

(8) 令和4年4月から不妊治療が保険適用となりましたが、その対象は中央社会保険医療協議会による審議を経て、関係学会のガイドラインなどで有効性・安全性が確認された治療のみとなっています。また、保険適用外の治療のうち、「先進医療」として認められたものは、保険診療と組み合わせて実施できますが、治療にかかる費用は自己負担となることから、本県では、独自の支援として、先進医療に対して助成を実施した市町への財政支援を行っています。

一方で、先進医療と認められていない保険適用外の治療（自由診療）を組み合わせる場合は、一連の治療全体が自由診療とみなされるため、高額な医療費を負担することとなりますが、こうした治療の中には保険適用以前から実施されているものもあり、経済状況によって受けられる治療の水準が変わる可能性があります。

治療を受ける方にとって、経済的な負担や不安により治療の選択肢が減ることのないよう、保険適用範囲の拡大や、先進医療や自由診療への独自支援を行う自治体への財政支援が必要です。

2 地方創生の実現に向けては、地方が実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプをはじめとする地方創生関連予算について、引き続き確保・充実することが必要です。令和5年度第1回の事業申請については、申請総額が例年に比べて高い水準であったため、計画の総合評価の条件を満たしていても、不交付となったものもあったことから、予算の増額も含めた検討が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の影響や、テレワークなど場所を選ばない働き方の浸透により、若者を中心に地方移住への関心が高まっています。この機会を逃すことなく、地方への新しい人の流れに確実につなげていくにあたり、移住者を増やし、地方の担い手不足の解消など地域の活性化を目指すためには、地方移住への後押しとなる移住支援事業のさらなる活用が必要です。移住支援事業は、これまでも拡充はされていますが、依然として、東京23区に在住又は通勤の者を対象とするなど要件が厳しいことから、さらなる要件の緩和および国による一層の周知・広報が必要です。

3 三重県の大学進学者収容力は41.0（令和4年度）と全国的に見て極めて低い水準にとどまっており、また、大学に進学した県内高校生のうち約8割が県外の大学に進学するなど、大学進学時における若者の県外への転出が深刻な課題となっています。地域での若者の進学を促進するには、魅力ある地方大学を実現し、進学希望者にとって満足できる教育を受けられる場や多様な選択肢を提供する必要があります。情報系学部・学科の志願倍率は過去10年間で顕著に増加しており、国においては、デジタル人材育成の抜本的な強化をめざして、私立・公立の大学が学部再編等によって情報系学部・学科を設置する場合の必要経費の支援や、原則認められていない国立大学の定員増を認めるとしていますが、本県においては、県内に立地する国立大学がデジタル人材を育成するため学部等を新設する動きもあることから、特に大学進学者収容力の低い地域においては、新たに情報系学部等を設置する国立大学も定員増の対象にすることや、必要経費の補助率の上乗せを行う等の支援を実施し、地方におけるデジタル人材の育成を推進することが必要です。

**事務担当** 政策企画部政策企画総務課、人口減少対策課、地域連携・交通部移住促進課、医療保健部国民健康保険課、子ども・福祉部少子化対策課、子どもの育ち支援課  
**関係法令等** 少子化社会対策大綱、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、まち・ひと・しごと創生法

## 10. 地方における高付加価値化及び誘客の取組に対する支援

(国土交通省、観光庁)

三重県が世界から高付加価値旅行者を誘致し、観光産業を再生させるため、以下の事項を要望する。

- 1 地方への誘客を促進するため、県内の意欲ある地域を、観光庁「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化」の対象として採択し支援すること。
- 2 県の施設を活用した特別な体験コンテンツ・イベント等を、観光庁「観光再始動事業」に採択し支援すること。
- 3 「全国旅行支援」事業の実施のための必要な財源の確保・配分を行うこと。

### 《現状・課題等》

#### (三重県の取組状況)

本県の観光産業は、コロナ禍により深刻な影響を被りましたが、令和4年の延べ宿泊者数は約695万人で、コロナ禍前の約8割となり一定程度回復したといえます。

しかしながら、県内宿泊客の滞在日数が相対的に短いことから、魅力的な地域資源を長期滞在に適したコンテンツやサービスに磨き上げ、旅行者の滞在時間や日数のさらなる延長を図る必要があります。

そこで、令和4年度は、旅行者の「もう一泊」につなげるため、専門家による伴走支援により「三重ならではの」体験コンテンツの創出と磨き上げを行ったほか、事業者に対する「ガイドスキル向上研修」の実施、課題抽出を目的としたモニターツアーの実施、体験コンテンツと宿泊施設をセットにした周遊旅行商品の販売を行いました。

#### (三重県の課題)

宿泊業を中心とした担い手不足や物価高騰の懸念を踏まえ、より高い付加価値を生み出すことが重要であるとの考え方から、今後は、高付加価値インバウンド層や首都圏個人客等、消費単価の高い顧客層に重点を置いた施策を推進する必要があります。

令和5年度は、「三重ならではの」体験コンテンツを高付加価値化するための磨き上げ支援や、受入環境整備に向けた宿泊施設の高付加価値化のための支援を行うほか、へりを活用した二次交通の検討、プロフェッショナルガイド人材の確保・育成、高付加価値な宿泊施設誘致のための補助制度整備など、観光地の高付加価値化による収益力向上と、持続可能な観光地づくりに取り組むこととしています。

特に、意欲の強い地域については、観光庁による「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」や「観光再始動事業」に申請しており、県としても採択につながるよう側面的な支援を行っています。県内観光産業の高付加価値化により、観光消費額を引き上げ、地域経済の循環につなげるため、観光庁事業において本県地域の申請を採択していただきますことをお願いします。

また、本県観光の現状に鑑みますと、いわゆるゼロゼロ融資の返済に追われている事業者にとって、コロナ以前の状況に戻っていない中で旅行支援が途絶えては、経営状況の回復が危ぶまれることから、引き続き需要喚起が必要な状況であり、県内の宿泊関係団体から追加予算の配分を求める声が上がっています。

「全国旅行支援」を確実に実施して観光関連事業者にその効果を行き渡らせるため、追加の予算措置も含めた必要な財源の確保・配分を行うことを要望いたします。

事務担当 観光部観光振興課、観光誘客推進課

## 11. 四日市コンビナートのカーボンニュートラル化をめざす

### 官民の取組への支援

(経済産業省)

- 1 県・四日市市・四日市港が一体となり、広域かつ大規模な枠組みで取り組んでいる四日市地域・四日市コンビナートにおける受入・供給拠点の形成、共同施設(パイプライン等)整備等の取組を支援すること。
- 2 水素・アンモニアの化石燃料との値差補填と需要の喚起を進めること。

#### 《現状・課題等》

四日市コンビナートは、世界トップシェアを誇る半導体関連工場など、国際競争力の高い製品の製造拠点が立地するとともに、日本の中央部に位置し、近年、道路網や港湾等のインフラ整備も進むなど高いポテンシャルを有しており、我が国における化学産業や半導体関連産業を発展させるうえで、非常に重要な役割を担っています。

本県では、カーボンニュートラルへの対応が求められる中、エネルギーと製造プロセスの両面での脱・低炭素化に取り組むため、四日市市やコンビナート企業などとともに令和4年度に策定した「四日市コンビナートの将来ビジョン」に基づき、コンビナートの脱炭素化に向けた実証やプロジェクトの具現化に取り組んでいます。

一方で、取組の推進にあたっては、研究開発や実証事業の実施、全国のコンビナートに比べても老朽化が進む施設・設備の更新・導入、水素やアンモニア等のエネルギーの受入・供給等の実装に向けた大規模な設備投資など、多額の資金確保が課題となります。

2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」では、今後10年間に150兆円超の官民GX投資に向け、20兆円規模の先行投資を支援することとされています。

民間企業が大規模投資を行う際には、資金確保を勘案した投資計画を立てる必要があり、その判断にあたっての予見可能性を高めるため、国の支援内容を早期に明らかにしていただく必要があります。また、その際には、官民が一体となり、近隣県など広域で取り組む地域に対して、重点的に支援する仕組みを導入いただく必要があります。

特に、化石燃料に替わる水素・アンモニアの利活用を推進していくにあたっては、コスト高が導入の障壁になることを緩和するため、現在検討している「値差補填支援」の制度を早期に示すとともに、水素・アンモニアの受入拠点や共同施設(パイプライン)の整備に係る支援制度を創出していただく必要があります。

## 12. 洋上風力発電における技術開発の推進

(経済産業省)

国において進められている浮体式洋上風力に関する技術研究開発について、水深200m以上の海域における要素技術の開発や関連産業の育成を含め、より一層の取組強化を図ること。

### 《現状・課題等》

再生可能エネルギーの主力電力化に向けた切り札である洋上風力発電は、2050年カーボンニュートラル実現にとって重要であるところ、排他的経済水域（EEZ）への展開を可能とするための環境整備に対するニーズが高まってきているなか、国においては法改正や新法制定を図る方針であることと承知しています。

本県は、海岸線から約30km以内の比較的風況の良い海域において洋上風力発電の導入に向けた取組を始めている事業者はありますが、より沖合には風況の良い海域が広がっていることから、将来的には水深200m以上の海域においても浮体式洋上風力発電の導入が期待される場所です。

また、三重県には造船・鉄構、コンクリート等の、今後、浮体式洋上風力関連産業への参加が期待される国内有数の産業群が存在しています。

さらに、三重県には半導体産業など、多くの再生可能エネルギー需要があることから、浮体式洋上風力の導入が求められています。

このため、再生可能エネルギーの大量導入を実現するにあたり、現在、国においてグリーンイノベーション基金事業により取り組まれている「洋上風力発電の低コスト化」にかかる「浮体式基礎製造・設置低コスト化技術開発事業」等とともに、より深い海域における浮体式洋上風力発電の導入を可能とする要素技術の開発や、メンテナンス、運搬・設置など関連産業の育成を含め、より一層の取組強化が求められています。

事務担当 雇用経済部 新産業振興課  
関係法令等 再エネ海域利用法（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律）、洋上風力の産業競争力強化に向けた技術開発ロードマップ

## 13. あらゆる産業を支える戦略物資である半導体産業の振興に向けた支援 (経済産業省)

- 1 国内半導体産業の生産設備や研究開発への投資について、国際競争力強化に資する支援策を継続すること。特に、サプライチェーンの強靱化を図るため、先端半導体分野と併せて、パワー、アナログ、マイコンなどの各種半導体や部素材・原料・半導体製造装置まで、引き続き幅広く支援すること。
- 2 大量の電気使用を伴う半導体製造コストの軽減と国際競争力強化のため、他国と比べて負担の大きい、日本の半導体産業が負担する電気料金の支援策を検討すること。

### 《現状・課題等》

- 1 半導体は、あらゆる産業を支える重要基盤技術であることから、国においては、経済安全保障推進法にもとづく特定重要物質として指定し、半導体に係る安定供給を図るための取組をしています。

こうした中、キオクシア株式会社、ウェスタンデジタル合同会社、ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社の半導体メーカーだけではなく、J S R株式会社、岩谷瓦斯、株式会社トピアといった関連産業まで補助金の採択をいただき、半導体関連企業の投資が進みました。

さらに、国においては、令和4年度の補正予算では、先端半導体だけではなく、マイコン、パワー、アナログ半導体と共に半導体原料まで対象とした半導体サプライチェーンの強靱化支援まで、予算の大幅な積み増しと幅広く支援いただいたことについて、重ねて感謝申し上げます。今後も、引き続き、幅広く支援をお願いいたします。

三重県は、電子部品・デバイス・電子回路製造業の製造品出荷額等が18年連続で1位となり、令和2年度の製造品出荷額は1兆7,138億円となり、全国の12%のシェアを占め、半導体関連産業は県の中でも主要な産業となっています。

半導体関連産業の更なる投資を呼び込んでいくためには、人材、水、電力の安定供給が必要だと考えています。幸い、三重県は非常に豊富な工業用水に恵まれています。人材については、令和5年3月2日に「みえ半導体ネットワーク」を設立し、半導体関連企業、大学、高等専門学校、行政が一体となって人材を育成する仕組みを構築しました。

また、三重大学においては「半導体・デジタル未来創造センター」を、令和5年4月に設置し、体制を強化しています。中部経済産業局が設立した「中部地域半導体人材育成等連絡協議会」とも連携して人材育成の取組を進めていきますので、支援をお願いいたします。

- 2 一方、半導体製造には多くの電力を必要としていますが、日本国内の電気料金は非常に高く、海外企業との競争にさらされている企業には大きな負担となっています。

海外の半導体工場は、各国政府からの助成金等により負担が軽減されており、国内の半導体関連企業は非常に厳しい経営状況にあると聞いていて、支援の検討をお願いします。

## 14. 犯罪被害者等支援の推進

(国家公安委員会 (警察庁))

- 1 犯罪被害者やその家族(犯罪被害者等)が、一人ひとりの心情に寄り添った多様な支援を地域による不均衡なく受けられるよう、地方自治体が実施する犯罪被害者等支援の取組に対する財政支援を行うこと。
- 2 「誰一人取り残さない」社会を実現し、国民全体で支援の輪を広げていくため、国民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況等への理解を深められるよう、広報活動等を強化し、国民の理解増進を図ること。

### 《現状・課題等》

- 1 本県では令和4年10月に、すべての市町で犯罪被害者等支援のための条例・要綱が制定され、総合的対応窓口が整備されましたが、現状、犯罪被害者等支援に係る地方自治体向けの国の財政支援制度は無く、自治体間でその支援内容に差が生じています。また、現場で支援にあたる従事者の対応力、関係機関との連携が十分ではないといった課題もあります。  
犯罪被害者等の尊厳にふさわしい支援を持続的かつ実効的に行うためには、国、県、市町の役割分担を明確にし、それぞれの地方自治体が地域の実情に応じた支援施策を講じることが重要です。このため、犯罪被害者等が、一人ひとりの心情に寄り添った多様な支援を地域による不均衡なく受けられるよう、新たな補助制度の創設など、地方自治体が実施する犯罪被害者等支援の取組に対する財政支援が必要です。
- 2 犯罪被害者等を支える社会の形成に向け、一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況等についての理解を深め、支援の輪を広げられるよう取組を進めてきましたが、依然として、犯罪被害者等は犯罪等による心身・経済的な被害だけでなく、事件後も周囲の理解不足による言動や二次被害等に苦しんでいます。国民の誰もが犯罪被害者等になりうる可能性がある中、犯罪被害者等に対する偏見や差別を排除し、社会全体で支えていくためには、国民一人ひとりが犯罪被害者等の声に耳を傾け、その置かれている困難な状況を理解できるよう、国が主体となって、さまざまな媒体を活用するなど広報活動を強化し、より一層国民の理解を深める必要があります。

事務担当 環境生活部くらし・交通安全課

関係法令等 犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律、第4次犯罪被害者等基本計画

# 一 般 項 目



## 一般項目 省庁別要望項目一覧

※ 要望先省庁が複数となる項目は主な省庁欄に記載

### 内閣官房

<b>1 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会づくり</b>	<b>環境生活部</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、国として総合的に調整する所管府省庁を定めるとともに、基本的な指針を示すこと。</li> <li>2 国が主体となって、性の多様性について社会における理解促進を図るとともに、悩みを抱える当事者等が安心して暮らせる環境づくりのための取組を強化すること。</li> <li>3 啓発や相談など各自治体が行う性の多様性に関する取組に対して、地域格差が生じないよう財政的な支援を行うこと。</li> </ol>	(内閣官房)
<b>2 国民保護に関する緊急一時避難施設の指定促進</b>	<b>防災対策部</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害における避難施設に関する調査・検討の結果を地方自治体へ提供するとともに、地下避難施設の指定要件を明示すること。</li> <li>2 緊急一時避難施設の指定が進むよう、民間団体への働きかけを強化すること。</li> <li>3 地下部分を有する施設の新築や建替え、既存施設の改修に要する経費への財政支援を行うこと。</li> </ol>	(内閣官房、消防庁)

### 内閣府

<b>3 南海トラフ地震臨時情報への対応</b>	<b>防災対策部</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民の適切な避難行動に向け、発表される情報が住民に正しく理解されるよう、臨時情報のさらなる周知・啓発に努めること。</li> <li>2 企業等が、臨時情報（巨大地震警戒）発表時に適切な防災対応を実施したうえで事業継続できるよう、専門的知見に立脚した助言の実施や業種別のガイドラインを策定すること。</li> </ol>	(内閣府)
<b>4 南海トラフ地震に係る新たな被害想定手法の早期の全体像の提示と関係省庁間での前提条件の統一</b>	<b>防災対策部</b>
<p>南海トラフ地震にかかる被害想定は防災・減災対策の重要な基礎となることから、新たな被害想定手法の全体像を早期に示すとともに、関係省庁間で前提条件を統一すること。</p>	(内閣府)
<b>5 次期総合防災情報システムの整備</b>	<b>防災対策部</b>
<p>次期総合防災情報システムの整備にあたっては、検討状況や仕様内容などを積極的に情報提供し、都道府県の意見を聞きながら進めるとともに、都道府県の既存の防災情報システムとの連携により、都道府県にシステムの改修及び維持管理等の費用が発生する場合は、国において財政措置を行うこと。</p>	(内閣府)
<b>6 広域的な津波予測システムの整備</b>	<b>防災対策部</b>
<p>太平洋側で整備が進む複数の津波観測網を広域的な津波予測システムとして国が一体的に運用し、南海トラフ地震など巨大地震が発生した際、沿岸自治体等に対して津波予測情報を提供できるようにすること。</p>	(内閣府、文部科学省)
<b>7 被災者生活再建支援制度の拡充・充実と災害救助法の事務の簡素化・効率化</b>	<b>防災対策部</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者生活再建支援法の適用範囲について、同一の災害で被災者が存在するにも関わらず適用対象外となる市町村がないよう全ての被災市町村を支援の対象とするとともに、支給対象を半壊世帯にも拡充するなど、制度を見直すこと。</li> <li>2 災害救助法における求償事務等において、県および市町村の労務を軽減するため、事務の簡素化や効率化を図ること。</li> </ol>	(内閣府)

8	<b>市町が行う個別避難計画作成への支援</b>	防災対策部
<p>個別避難計画の作成が進むよう、避難行動要支援者の避難において重要な役割を担う「避難支援等実施者」の確保につながる市町の取組への支援を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">(内閣府)</p>		
9	<b>災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公表</b>	防災対策部
<p>県境を跨ぐ広域的な災害時に、県によって氏名等の公表に差が出ると不合理や混乱が生じるため、安否不明者と同様に死者についても、国において氏名等公表に関する考え方を早期に示すこと。</p> <p style="text-align: right;">(内閣府)</p>		
10	<b>障がい者の地域生活への移行、障がい者差別の解消および障がい者スポーツの推進</b>	子ども・福祉部
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重症心身障がい児・者を対象とした生活介護や児童発達支援、短期入所、共同生活援助など、ニーズの高い障害福祉サービス等事業を行うための施設整備費等に対して、十分な財政措置を講じること。また、「地域生活支援事業」について、県・市町の事業実施に支障が生じないよう、十分な財源を確保すること。</li> <li>2 共同生活援助や特に小規模な就労継続支援B型など地域生活を支援する障害福祉サービス事業所、計画相談支援や障害児相談支援など総合的な支援計画を作成する相談支援事業所のさらなる報酬単価の増額改定を行うこと。</li> <li>3 医療的ケアを必要とする障がい児・者が地域において必要な支援を受けられるよう、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」もふまえ、体制整備や人材確保のための継続的かつ十分な財政措置を講じること。</li> <li>4 障がい者の働く場の拡充や工賃向上を実現する上で有効な取組である施設外就労を促進するため、必要となる指導員を確保するための経費について、十分な財政措置を講じること。また、障がい者の自立や社会参加を促進するため、通所施設への通所に要する交通費に対し助成する制度を創設すること。</li> <li>5 共生社会の実現に向けた相談体制の充実および紛争解決のための体制整備など、障がい者差別の解消のために必要な経費に対して、十分な財政措置を講じること。</li> <li>6 障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者スポーツの普及・啓発、選手や指導者等の育成や環境整備および芸術文化活動の推進に必要な経費に対して、十分な財政措置を講じること。</li> <li>7 新型コロナウイルス感染症の影響に加え急激な物価高騰により、就労継続支援B型事業所等の生産活動収入や利用者の工賃が減少するなど大きな影響が出ているため、工賃減少分を助成する支援制度を創設すること。</li> <li>8 新型コロナウイルス感染症は、今後、感染症法上の5類感染症に位置付けられることとなるが、サービスを継続するうえで必要となるかかり増し経費に対して、引き続き財政措置を講じること。</li> <li>9 急激な物価高騰により、障害福祉サービス事業所等において支出が増加し、事業の継続が困難となっているため、基本報酬の改定などの財政措置を迅速に行うこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(内閣府、厚生労働省、スポーツ庁)</p>		

- 1 新型コロナウイルス感染症や物価高騰により、社会的に弱い立場にある方、特にひとり親家庭や生活困窮家庭の就労や収入、生活費等に影響が生じ、深刻な状況となっていることから、こうした家庭の経済的な安定を図り、子どもの貧困を解消するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」および「子供の貧困対策に関する大綱」をふまえ、地域の実情に応じて地方自治体が行う施策への柔軟かつ継続的な財政措置を行うこと。
- 2 国の中間支援団体を通じた子ども食堂支援事業について、募集期間や要件など、子どもの居場所団体が活用しやすい内容に改善すること。また、改正児童福祉法に伴う市区町村向けの事業「子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）」について、地域の実情に応じて活用できるよう、実施期間の延長や補助要件の緩和を行うこと。
- 3 家庭の経済状況に関わらず子どもたちが学習する機会を得て希望する進学につなげることができるよう、地方自治体を実施する子どもの学習支援事業に対する財政的な支援を強化すること。
- 4 ひとり親家庭等の就労支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」について、給付額の増額および子どもの人数に合わせた額の支給を行うこと。
- 5 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付金について、都道府県が負担する事務費への財政措置を行うこと。また、同法施行令に規定する貸付金の連帯債務を負担する借主について、18歳未満のものに負担させる可能性があるため、制度を見直すこと。
- 6 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するための「児童扶養手当」の支給額について、手当額の増額および第1子と第2子以降の支給額の格差の解消、所得制限の緩和を図ること。また、遺族年金についても、障害基礎年金と同様に子加算分の併給調整を行うとともに、必要な財政措置をあわせて行うこと。
- 7 ひとり親家庭に係る放課後児童クラブおよびファミリー・サポート・センター利用料の補助制度を創設すること。
- 8 ひとり親家庭への養育費確保に向けた実効性のある公的な支援制度を創設すること。また、養育費に係る税控除を検討すること。
- 9 自立支援資金貸付金について、返還免除の要件となる就業継続期間（5年間）を一律にするのではなく、柔軟に対応し、退所者等の負担軽減を図ること。
- 10 いじめ問題への対応や、要因や背景が多様化する不登校児童生徒、ヤングケアラーへの幅広い支援が求められている中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを年度当初から十分に配置できるよう、「スクールカウンセラー等活用事業」において、補助金に係る内示や交付決定の時期を早めるとともに、地方の配置要望に応じた確実な予算措置や国の補助率の引き上げ（1/3→1/2）を行うこと。また、本事業の対象に市町教育委員会を加えるとともに、高等学校へ配置するための新たな予算を確保すること。
- 11 高等学校等就学支援金制度について、修業年限超過者に対する支給制限等の問題を解決するため、制度のさらなる拡充を図ること。
- 12 私立高等学校生徒に対する高等学校等就学支援金制度については、依然として公立と私立では生徒に対する支援に大きな格差が生じており、その是正が必要であること、また、子どもたちが家庭の経済状況に関わらず希望する私立高等学校へ進学できる機会を保障していく必要があることから、年収約590万円以上世帯に対する支給上限額を引き上げること。
- 13 高校生等奨学給付金制度について、第1子と第2子以降に対する給付額の差を解消するための見直しを行うとともに、事務費も含めて全額国庫負担により実施すること。また、家庭でのオンライン学習に係る通信費への支援を拡充するとともに、高等学校等入学前に準備費用が必要となることから、前倒し給付が可能となる制度設計を行うこと。
- 14 高等学校専攻科生徒への修学支援制度について、事務費も含めて全額国庫負担により措置すること。
- 15 準要保護世帯に対する就学援助を十分に行えるよう、財政措置を講じること。

（内閣府、文部科学省）



- 1 子ども・子育て支援新制度の推進に必要な財源の確保および実施主体である市町の取組について、十分な支援を行うこと。特に、幼児教育・保育の無償化の取組において、今後も必要となる地方財源について、用途を明確にした措置が行われるよう、国の責任において必要な財源を確保すること。また、幼児教育・保育に係る法令や制度の所管が子ども家庭庁と文部科学省に分かれていることから、法令・制度、予算等の一元化をさらに進めること。あわせて、少子化が加速する人口減地域等において、地域の特性や多様なニーズに対応するため、新設や既存施設の再編による認定こども園等の整備に係る財政支援を行うことで、財政規模の小さな市町の取組を支援すること。
- 2 保育所等における新型コロナウイルス感染防止対策への必要な支援を継続するとともに、新興感染症等に対応できるよう、相談支援体制の整備や職員の専門性向上への支援を行うこと。また、国において、新型コロナウイルス感染症の子どもへの育ちへの影響等を検証し、必要な対応を行うこと。
- 3 物価高騰等に直面する保育所等に対して必要な支援ができるよう、引き続き十分な予算の確保を行うとともに、社会情勢の変化に応じた公定価格および私学助成の見直し、給食やおむつ処分など、利用者の負担軽減を行うこと。
- 4 新制度に移行していない私立幼稚園における人材確保に向けて、処遇改善の仕組みについて、新制度に移行した私立幼稚園と同様、施設に負担を求めない統一的な仕組みとなるよう制度改善を図ること。
- 5 年度途中入所が多い低年齢児の保育を充実させるため、年度当初から保育士の加配が可能となるよう、施設型給付費などの公定価格を見直すとともに、保育の質の向上を図るため、配置基準のさらなる改善やそれに伴う保育人材の確保の支援を行うこと。
- 6 家庭環境に配慮を要する児童が多く入所する園に対して保育士加配の支援を行う事業について、対象児童を入所児童の40%以上または外国人割合20%以上としている要件のさらなる緩和を図ること。
- 7 依然として待機児童が発生しているため、保育所等の施設整備とともに、保育人材の確保が急務である。公定価格の見直しや、継続的な保育士の賃金水準の底上げを図るとともに、待機児童解消を目指す市町が、保育支援者やICTを活用する補助事業に取り組む際に、国庫補助率の引き上げや補助要件の緩和を行うなど、地方自治体が地域の実情に応じた取組を推進できるよう支援すること。なお、保育士等の処遇改善については、地方自治体および事業者の負担が増えることがないよう実施すること。
- 8 キャリアパスの仕組みによる保育士等の処遇改善制度について、要件となる保育士等キャリアアップ研修などは、保育士の資質向上や離職防止につながる重要な取組であるため、研修でのICT活用を支援するとともに、代替職員の配置を可能とするなど、研修を受講しやすい環境づくりを支援すること。また、全国共通の研修修了者の管理制度の構築などを行うこと。
- 9 発達障害などを含む特別な支援や配慮を要する障がい児や、アレルギー対応が必要な子ども、医療的ケア児に対する適切な保育や支援を実施するため、障害児保育を行う職員の指導にあたる看護師等の専門職の配置や調理員の増員など、十分な職員配置が可能となるよう公定価格や補助制度の見直しを図ること。
- 10 幼児教育の質の向上に資する支援体制を安定的に確保できるよう、継続的な財政措置を行うこと。また、計画的に就学前教育の推進を図るため、国において明確かつ具体的な方向性を示すこと。
- 11 保育所等を子どもの発達支援や保護者支援などを行う地域の子育て支援拠点として活用するため、保育所等の空き定員を活用した未就園児の預かりや関係機関との連携など、保育所等の多機能化に向けた補助金等の財政的な支援を行うこと。
- 12 認可外保育施設は、外国籍の児童への支援も含め、地域の幼児教育・保育における重要な役割を担っていることから、子どもの安全確保等のため、認可の有無に関わらず、財政支援を行うこと。あわせて、保護者負担の軽減のため、保育料の無償化を継続すること。

(内閣府、文部科学省)

### 13 地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・福祉部

- 1 放課後児童クラブ等における新型コロナウイルス感染防止対策への必要な支援を継続するとともに、新興感染症等に対応できるよう、相談支援体制の整備や職員の専門性向上への支援を行うこと。また、国において、新型コロナウイルス感染症の子どもの育ちへの影響等を検証し、必要な対応を行うこと。
- 2 放課後児童クラブを安定して運営するため、開設日数が年間250日未満のクラブや19人以下の小規模なクラブに対する補助制度の充実を図るとともに、放課後児童支援員以外の事務担当職員を十分に配置できるよう、加算の仕組みを充実すること。また、独自に放課後児童支援員等を国の配置基準より手厚く配置している場合に加算措置を行うとともに、支援員等の資質向上や人材育成、処遇改善への支援を行うこと。さらに、夏休みなどの長期休暇中は利用申込みが増えるため、その期間に特化した子どもの居場所の確保について、支援の仕組みを充実すること。
- 3 新・放課後子ども総合プランに基づく子どもの居場所づくりを推進するため、放課後子ども教室の活動経費を補助する「学校・家庭・地域連携協力推進事業」について、補助率の圧縮が行われることのないよう、十分な予算を確保すること。
- 4 放課後児童クラブやファミリー・サポートセンター、一時預かりなどの地域子育て支援事業において、ひとり親家庭や多子世帯の利用負担を軽減するための補助制度を創設すること。
- 5 放課後児童クラブで医療的ケア児を受け入れることができるよう、補助制度を充実させ、看護師等の専門職の複数配置や訪問看護など地域の医療資源の活用を可能とすること。
- 6 物価高騰等に直面する放課後児童クラブ等に対して必要な支援ができるよう、十分な予算の確保を行うとともに、社会情勢の変化に応じた支援や利用者の負担軽減を行うこと。
- 7 地域資源の少ない病児保育について、施設の広域利用や連携可能なICTの導入等により利用者の利便性を向上させるなど、保護者の利用を促進するような補助制度を創設すること。

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

### 14 女性が活躍できる環境づくり

環境生活部

- 1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した中小企業等が、賃金水準・正社員率などの男女格差の是正や、仕事と生活の両立ができる職場環境の整備の取組を着実に進められるよう、ハード・ソフト両面からの支援を強化すること。
- 2 コロナ下であらためて顕在化した女性を取り巻く環境の厳しさをふまえ、望まない孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・繋がりを回復、維持できるよう、寄り添った支援を継続すること。
- 3 地域女性活躍推進交付金について、地域の実情に応じて計画的な事業実施と成果の定着を図るため、十分な財源を確保し、複数年で事業計画を認定するなど、仕組みを見直すこと。

(内閣府、厚生労働省)

### 15 性犯罪・性暴力被害者支援の推進

環境生活部

- 1 地方公共団体が性犯罪・性暴力対策に計画的、継続的に取り組み、被害者へ中長期的な支援等を実施することができる基盤を整備すること。
- 2 性犯罪・性暴力被害者への支援が一層進むよう、ワンストップ支援センターの相談員の処遇改善に取り組むとともに、未然防止や予防教育、啓発等の取組に係る交付金対象経費を拡充すること。

(内閣府)

## 1 児童相談体制の充実と強化

(1) 児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加し、児童虐待のリスクは一層高まっている。そのような中、児童相談体制の強化のため、地方の実情に応じて設置している児童相談所に関して、適切に地方交付税を積算し、必要な財源を確保すること。

(2) 国において、AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発にあたっては、三重県が先行して開発・運用しているAIシステムを継続して活用できるよう、互換性、関連性のあるシステムとすること。また、AIシステム等を先駆的に取り組んでいる自治体に対して、システムの運用に係る財政的な支援を行うこと。

## 2 里親支援センターの設置に向けた支援の強化

令和6年4月1日施行予定の改正児童福祉法で規定される里親支援センターについて、現行のフォスタリング事業から円滑に移行し、より効果的な里親支援を行うためには、途切れない里親支援の実施体制を確保する必要があるため、設置基準などの詳細な制度設計を早急に示すこと。また、途切れない里親支援が実施できるよう、フォスタリング事業は継続して実施していくこと。

## 3 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実

(1) 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、児童養護施設等本体ユニットや委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置をさらに充実させること。また、児童相談所一時保護所についても職員配置を充実させること。

(2) 令和7年度からの小規模グループケアの定員上限数の変更に向けて、児童養護施設等では職員配置等の対応を検討する必要があるため、小規模グループケアの定員に変更がある場合は、要綱等を早期に示すこと。

(3) 病虚弱等児童加算について、現在対象外となっている低出生体重児等についても、介護度算定の要件を緩和し、対象とすること。また、医療的ケア児等受入加算について、福祉的なケアを中心とする児童養護施設等における対応が可能となるよう、要件を再検討すること。

(4) 一時保護や児童養護施設等に入所する際に必要となる、アレルギー検査費用について、措置費において支弁可能とすること。

(5) 児童養護施設等においては、施設改修を伴い、社会的養育推進計画に基づいた施設等の小規模かつ地域分散化を推進している。国においては、計画に基づいた施設改修を着実に実行できるよう、財政的支援を行うこと。また、本体施設の小規模かつ地域分散化が進むことで、本体施設定員が減少し、施設運営にも大きく影響を及ぼすため、小規模分散化を進めても施設運営が可能となるよう、児童入所施設措置費等国庫負担金の改定を早急に行うこと。

(6) 「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）」について、一時保護所等の施設整備や改修等において、事業実施期間を延長するとともに、実施要件を緩和するなど、実施主体の負担とならないよう制度の改善を図ること。

## 4 「予防のための子どもの死亡検証（CDR：Child Death Review）」の実施に向けた体制整備

(1) 全ての子どもの死亡を検証し、予防可能な子どもの死亡の防止に向けて、都道府県においてCDRの実施体制を整備するため、国において個人情報の取扱いに関する必要な法整備を行うとともに、十分な財源を確保し、体制整備や事業実施に必要な財政支援を行うこと。

(2) 子どもの死亡直後から、さまざまな関係機関においてグリーンケアを提供できる体制づくりを支援すること。

(3) 地域において、CDRの取組から得られた予防策を講じるために必要な財政措置を行うこと。

(内閣府)



17	<b>母子保健施策を通じた子育て家庭への支援</b>	子ども・福祉部
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産後ケア事業が法制化されたことに伴い、事業実施施設の一層の拡大を図るために必要な経費への財政支援や、事業実施のための現行補助制度における国の補助率の引上げなど、さらなる財政措置の拡充を図ること。</li> <li>2 産婦健診に併せて行う新生児（2週間・1か月）健診の費用について、実情に応じた費用助成を行うこと。</li> <li>3 1歳までの児を対象として実施する乳児健診の健診費用について、実情に応じた費用助成を行うこと。</li> <li>4 軽・中等度難聴児を対象とした補聴器購入費用の助成について、国による一律の補助制度を創設すること。</li> </ol>		
（内閣府）		

## 総務省

18	<b>地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保等</b>	総務部・地域連携・交通部
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の現場の声に、より一層耳を傾け、「地方一般財源総額実質同水準ルール」をもとに、令和6年度予算において必要な総額を確実に確保すること。</li> <li>2 地方交付税の適切な総額の確保や臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。</li> <li>3 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源であり、現行制度を堅持すること。</li> </ol>		
（総務省）		

19	<b>水道事業の持続可能な仕組みづくり</b>	環境生活部
<p>人口減少が確実に進む中、広域連携等による水道の基盤強化が難しい水道事業も見られることから、住民に不可欠なサービスである水道事業の経営が安定して行えるよう財政支援を含めた制度のあり方について検討を進めること。</p>		
（総務省、厚生労働省）		

20	<b>自治体情報システムの標準化・共通化についての財政措置</b>	総務部
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者による標準準拠システムの早期完成を促すこと。また、自治体と事業者が、安全に標準準拠システムに移行する期間を確保する必要があることから、移行支援期限とデジタル基盤改革支援補助金の活用可能期限について令和7年度末を基本としつつ、柔軟に対応すること。</li> <li>2 令和5年1月に実施した「地方公共団体情報システムの標準化に関する移行経費の調査」の結果等も含め自治体の標準化対応に必要な経費を適切に把握し、その全額を補助すること。</li> <li>3 基幹系20業務の関連システムにおけるガバメントクラウド上への構築や円滑な連携に必要なシステム改修に係る費用に対し、幅広く補助対象範囲に含めて補助を行うこと。また、ガバメントクラウドの利用に関する費用については、運用経費の低減につとめ、自治体に過度な負担を求めることなく利用できるようにすること。</li> </ol>		
（総務省、デジタル庁）		

## 消防庁

21	<b>消防力向上の取組への支援措置の充実</b>	防災対策部
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防の広域化及び連携・協力に係る取組について、令和6年4月1日までとされている推進期限を延長するとともに、令和7年度末までとされている緊急防災・減災事業債の期限延長を行うこと。</li> <li>2 消防の広域化を直ちに進めることが困難な地域においても消防力を確保・充実していくためには、消防の連携・協力を推進していく必要があることから、その取組に対して広域化と同程度の財政支援を行うこと。</li> <li>3 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」の施行に伴い増加する経費について、十分な財政支援を行うこと。</li> <li>4 消防防災航空隊の運航体制の広域化の検討にあたっては、関係自治体の意見を十分にふまえること。</li> <li>5 消防防災ヘリコプターを活用した航空消防活動が安全かつ円滑に実施できるよう、燃料油価格激変緩和対策事業による激変緩和措置について、航空機燃料においてもガソリン等と同程度の措置を講ずるとともに、燃料油高騰期間中の補助制度の延長を行うこと。</li> </ol>		
（消防庁）		

## 法務省

### 22 人権が尊重される社会づくりの推進

環境生活部

- 1 人権が尊重される社会の実現に向け、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を図るため、人権教育・啓発に関する施策を充実強化するとともに、地方自治体が主体的な取組による時機に合致した効果的な人権教育・啓発に関する施策を推進することができるよう、人権啓発活動地方委託事業の予算を増額し、地方自治体が活用しやすい制度とすること。
- 2 さまざまな人権侵害の現状をふまえ、人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度を早期に確立し、実施の際には地方自治体等との連携・協力体制を構築すること。また、相談体制の充実に取り組むことができるよう予算の充実確保など必要な財源措置を講じること。
- 3 インターネット上の差別的な書き込み等の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性ある対策を早急を実施すること。
- 4 隣保館の老朽化対策は喫緊の課題であり、地方改善施設整備事業が計画的に進むよう、予算の増額により、確実な財源措置を講じること。

(総務省、法務省、厚生労働省)

### 23 外国人を対象とする基本法の制定等

環境生活部

地域における多文化共生社会づくりを一層推進するため、国において次の措置を講じること。

- 1 外国人との共生社会の実現に向けては、国が責任を持って取り組むとともに、外国人の受入れおよび外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な基本法を制定すること。また、制定にあたっては外国人に対する基礎調査を実施すること。
- 2 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の内容について一層の充実を図るとともに、国と地方自治体が連携を強化し、地方自治体の取組に対し、財政措置など十分な支援を行うこと。
- 3 大規模災害発生や感染症拡大など緊急に周知を図るべき情報については、国の責任において、SNS等の活用も含め、伝達する仕組みを構築し、多言語およびやさしい日本語で発信するとともに、外国人住民がより多くの情報にアクセスしやすいよう配慮すること。

(出入国在留管理庁)

## 文部科学省

### 24 ICTを活用した教育の推進

教育委員会

- 1 GIGAスクール構想に基づくICTを活用した教育の推進や、感染症発症時や災害発生時等の緊急時における学びの継続のため、国庫補助の対象となっていない有償ソフトウェアの導入に対する財政支援を拡充すること。あわせて、ICT環境の効果的な活用を図るため、ICT支援員等の人的支援を継続的に行うこと。
- 2 小中学校における1人1台学習端末の維持・更新について、国の責任において十分な財政負担を行うこととし、費用負担の見通しを早期に示すこと。また、高校についても、1人1台学習端末は学習に欠かせないことから、国において公費で配置できる制度を創設すること。
- 3 家庭でのオンライン学習時の通信費について、十分かつ恒常的な財政措置を行うこと。通信費を支援する高校生等奨学給付金について、給付額等の拡充を図るとともに、全額を国庫負担とすること。
- 4 令和4(2022)年度は地方交付税措置されている授業目的公衆送信補償金について、今後、国が負担することとし、地方の負担を伴わない財政制度を恒久化すること。
- 5 高等学校における「教科・科目充実型」の遠隔授業の要件である、「同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として40人以下とすること。受信側の教室等のそれぞれの生徒数が40人以下であっても、それらを合わせて40人を超えることは原則として認められないこと」について、上限人数を緩和すること。40人以下の場合には、受信側の免許保有要件を緩和すること。

(文部科学省)



25	<b>学級編制標準の引下げと加配定数の維持・拡充</b>	教育委員会
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 少人数学級編制において児童生徒一人ひとりの実態に応じ、きめ細かく行き届いた支援の充実を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正に伴う、小学校における段階的な35人学級を着実に進めるとともに、中学校においても子どもたちが安全で安心して学べる環境を確保する必要があることから、学級編制標準を引き下げること。</li> <li>2 複式学級、特別支援学級の学級編制標準を引き下げること。</li> <li>3 子どもたち一人ひとりに応じた学びを実現するとともに、きめ細かな指導の充実が図れるよう、少人数指導の推進、小学校英語教育、小学校高学年の教科担任制に係る加配定数を維持・拡充するとともに、通級指導教室の充実や外国人児童生徒への支援のため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による加配定数の基礎定数化を着実に推進すること。</li> <li>4 高等学校において地域における専門教育を継続し、生徒が通学可能な学校において学ぶことができるよう、学級編制を40人以下に設定した場合においても教職員定数を維持するための加配や新たな定数の基準を設定すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p>		
26	<b>学力向上施策に対する支援の充実</b>	教育委員会
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学力向上のための学習環境の整備に係る財政的・人的支援を拡充すること。</li> <li>2 小学校英語の教科化に伴う人的支援について、ティーム・ティーチングによる授業実践や、授業が週24コマ未満の学校への定数配置を可能とすること。また、加配定数を早期に基礎定数化するとともに、すべての学校の支援がより充実するよう拡充すること。</li> <li>3 子どもたちの学力向上、教員の授業力向上に一層取り組むため、小中学校に配置している指導教諭が効果的に職務を遂行するための加配を措置すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p>		
27	<b>産業教育の充実</b>	教育委員会
<p>将来、地域の産業を支える生徒たちが、社会のデジタル化やグローバル化など、これからの時代に対応した知識や技術を身につけられるよう、老朽化している高校の産業教育施設・設備の整備に対して、新たな補助制度を創設すること。</p> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p>		
28	<b>いじめの防止と不登校児童生徒への支援の充実</b>	教育委員会
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 いじめ問題への対応や、要因や背景が多様化する不登校児童生徒、ヤングケアラーへの幅広い支援が求められている中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを年度当初から十分に配置できるよう、「スクールカウンセラー等活用事業」において、補助金に係る内示や交付決定の時期を早めるとともに、地方の配置要望に応じた確実な予算措置や国の補助率の引き上げ（1/3→1/2）を行うこと。また、本事業の対象に市町教育委員会を加えるとともに、高等学校へ配置するための新たな予算を確保すること。</li> <li>2 いじめをはじめとするさまざまな悩みの相談やいじめの通報に応えるための「SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援」について、継続的な財政支援を行うこと。</li> <li>3 不登校児童生徒の社会的自立や学校生活の再開に向け、教育支援センターを地域の中核として不登校支援を進めるため、教育支援センターに教員が配置できるよう義務標準法において算定すること。また、不登校児童生徒への支援を効果的に進めるため、「不登校児童生徒に対する支援推進事業」において、地方の要望に応じた確実な予算措置を行うとともに、民間施設（フリースクール等）が実施する多様な学習活動への支援についても、同事業の対象とすること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p>		
29	<b>外国人児童生徒に対する支援の推進</b>	教育委員会
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本語指導が必要な児童生徒に対する就学や進路保障に係る支援、学校生活への適応指導および日本語指導に係る施策を充実するとともに、補助率を引き上げる（1/3→1/2）こと。</li> <li>2 外国人児童生徒教育について、担当教員の配置を拡充するとともに、発達障がいの可能性のある児童生徒への指導・支援に関する研究を進めること。</li> <li>3 外国人児童生徒の教育の機会を確保し、教育環境を整備するため、外国人学校に対する運営費補助制度を創設すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p>		

30	<b>夜間中学の設置に向けた支援の充実</b>	教育委員会
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公立夜間中学において、入学を希望する方がどの地域に居住していても学び直しができるよう、不登校や非常時に限定されているオンラインによる学習の成果の評価について、制度の見直しを行い夜間中学の生徒にも適用すること。</li> <li>2 公立夜間中学の設置を検討する地方自治体に対して、「教育支援体制整備事業費補助金」を継続的に予算措置し、開設後の補助率（1／3→1／2）と補助上限額の引き上げを行うこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（文部科学省）</p>		
31	<b>特別支援教育の推進</b>	教育委員会
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 切れ目ない支援体制構築に向けた教員の専門性の向上や、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業や財政措置を拡充すること。</li> <li>2 障がいのある生徒の就職率の向上を図るため、人材活用に係る事業を拡充すること。</li> <li>3 高等学校における特別支援教育のための人的措置や、高等学校における通級による指導の充実のための加配定数を拡充すること。</li> <li>4 特別支援学校における医療的ケアを行う看護師を基礎定数化すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（文部科学省）</p>		
32	<b>子どもの貧困対策の推進</b>	教育委員会
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高等学校等就学支援金制度について、修業年限超過者に対する支給制限等の問題を解決するため、制度のさらなる拡充を図ること。</li> <li>2 高校生等奨学給付金制度について、第1子と第2子以降に対する給付額の差を解消するための見直しを行うとともに、事務費も含めて全額国庫負担により実施すること。また、家庭でのオンライン学習に係る通信費への支援を拡充するとともに、高等学校等入学前に準備費用が必要となることから、前倒し給付が可能となる制度設計を行うこと。</li> <li>3 高等学校専攻科生徒への修学支援制度について、事務費も含めて全額国庫負担により措置すること。</li> <li>4 準要保護世帯に対する就学援助を十分に行えるよう、財政措置を講じること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（文部科学省）</p>		
33	<b>教職員の働き方改革の推進と外部人材の活用</b>	教育委員会
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員や教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）などの外部人材の配置拡充に係る継続的な予算の確保、補助率の引き上げ（1／3→1／2）、補助対象経費の範囲拡大を行うこと。また、部活動指導員に係る補助制度について、地方自治体の事情に応じた負担割合にできる制度とするとともに、中学校だけでなく高等学校における部活動指導員の配置に対しても補助対象とすること。加えて、「部活動指導員配置促進事業」において、仮申請後において、人事異動などにより各中学校の指導体制に変更があった場合にも対応できるよう、同じ市町で運動部活動指導員と文化部活動指導員の配置人数を柔軟に変更できる制度とすること。</li> <li>2 教員の専門性を生かした教育の質の向上、教員の長時間勤務の是正や負担軽減を図るため、教科担任制に係る加配定数を拡充すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（文部科学省、スポーツ庁、文化庁）</p>		
34	<b>部活動の地域移行に向けた支援の充実</b>	教育委員会
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部活動の地域移行については、国のガイドラインにおいて、令和7年度までを改革推進期間とし、「可能な限り早期の実現を目指す」と示されたが、市町において地域移行に係る取組が円滑に進むよう、十分な予算措置等の支援を行うこと。</li> <li>2 高等学校における部活動を持続可能なものとするため、デジタル技術を活用した効率的・効果的な指導方法の構築など、地方自治体の取組への財政支援を行うこと。さらに、高等学校独自の課題を有する部活動については、休日の活動を地域のスポーツ団体等で委ねる方法も考えられることから、この取組への財政支援を行うこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（スポーツ庁、文化庁）</p>		
35	<b>義務教育費国庫負担制度の充実</b>	教育委員会
<p>教員が使命感や誇り、熱意を持って子どもたちを指導していけるよう、教員の職務の特殊性に十分に配慮し、勤務実態に応じた処遇の改善を実施するとともに、義務教育に必要な財源は国の責務として完全に措置すること。</p> <p style="text-align: right;">（文部科学省）</p>		

**36 安全・安心に学べる教育環境の整備**

教育委員会

- 1 学校における感染予防に継続して取り組むため、学校や幼稚園等での衛生物品等の配備などに対する財政支援を継続的に行うこと。
- 2 公立学校施設の老朽化が一斉に進行する中、各学校設置者が長寿命化計画に基づく老朽化対策を円滑に進めるため、長寿命化改良事業（長寿命化事業、予防改修事業）の建築年数や使用年数の補助要件を緩和するとともに、予防改修事業における対象工事を内部改修にも拡充もしくは内部改修を対象とする補助制度を創設すること。また、建設資材や労務単価は年々上昇しており、公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価の引き上げを行うこと。
- 3 全ての学校でバリアフリー化を推進するため、実勢価格に見合ったエレベーター設置単価の引き上げや、スロープやバリアフリートイレの整備といった小規模な工事に対する補助下限額の引き下げを行うこと。また、他の補助事業においても、補助上限額および下限額のあり方を検討すること。
- 4 各学校設置者が必要な整備を円滑に実施できるよう、十分な財源を当初予算で確保し、早期に事業採択を行うこと。また、高等学校においても、建築から長期間経過している建物が多く、老朽化対策やトイレの洋式化などの施設整備が計画に着実に実施できるよう地方財政措置を充実すること。
- 5 公立学校における耐震化を完全なものとするため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様の算定割合の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）を行うこと。学校施設は災害時には地域の避難所としての役割を果たすことから、防災機能強化事業の拡充を図るとともに、全ての事業メニュー及びバリアフリー化改修において、高等学校も対象に加えること。
- 6 津波浸水想定区域内にある公立学校施設の高台移転等の津波対策を推進するため、津波対策のための不適格改築事業の要件を緩和するとともに、必要な用地取得費や造成費を補助対象に含めるなど支援制度を拡充すること。
- 7 特別支援学校における教室不足の解消については、令和2年度から令和6年度までの「集中取組期間」において、補助金の算定割合の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）が行われているが、増築や大規模改修には時間を要することから、計画的に取組を進めるため、算定割合の引き上げ期間の延長を行うこと。
- 8 私立学校施設の老朽化が進行しており、施設整備や施設改修が急務となっているため、私立学校の老朽化対策への支援制度を創設すること。
- 9 学校施設環境改善交付金におけるスポーツ施設（社会体育施設）整備事業について、社会体育施設は規模が大きく、バリアフリー化など安心した環境整備が求められることから、補助単価および補助対象面積の拡充を行うこと。

(文部科学省)

**37 登下校時における子どもたちの安全確保**

教育委員会

学校、保護者（PTA）、地域住民等が連携し、地域全体で登下校時における子どもたちの交通安全や防犯に係る取組を推進していく体制を構築するため、「学校安全総合支援事業」については、モデル地域に限らず、広く県内で活用できる制度とすること。また、通学路における交通安全・防犯対策に関する継続的な財政支援を行うこと。

(文部科学省)

**38 学校給食・食育の充実と健康教育の推進**

教育委員会

- 1 学校給食費の無償化に向けて、実態把握や課題の整理を早急に行うとともに、自治体間の格差を生じさせないため、無償化に必要な経費については全額を国費負担とすること。
- 2 食物アレルギーへの対応や食に関する指導を充実させるため、栄養教諭の配置基準の改善および加配定数の維持・拡充を行うとともに、学校給食調理員等の資質向上を目的とする事業を充実させること。
- 3 「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」を継続・拡充すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症に伴い、学校生活や教育活動の変化が長期にわたっており、児童生徒の心の面や、コミュニケーション、対人関係等への影響が喫緊の課題となっていることから、感染症対策や専門性を生かした健康相談、保健指導等を行う養護教諭について、全ての学校への配置や複数配置の拡大が可能となるよう、配置基準の改善および加配定数の維持・拡充を行うこと。  
令和5年度から新たに予算化された「学校保健推進体制支援事業」による養護教諭への支援について、地方自治体からの要望に応じた予算配分を行うこと。また、令和6年度以降も実施できるよう継続した予算確保を行うとともに、補助対象事業費の引き上げを行うこと。
- 5 令和2年度で終了した国事業「学校保健総合支援事業」について、引き続き、子どもたちの現代的な健康課題の解決に向けて取り組む必要があるため、再度事業を実施すること。

(文部科学省)

**39 私学助成の充実**

環境生活部

- 1 私立高等学校等の経常的経費に対する助成のさらなる充実を図ること。
- 2 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）の算定にあたっては、財源計画に示している国庫補助単価を用いた積算を行うこと。

(文部科学省)



<b>40 高等学校等就学支援金制度のさらなる拡充</b>	<b>環境生活部</b>
<p>私立高等学校生徒に対する高等学校等就学支援金制度については、依然として公立と私立では生徒に対する支援に大きな格差が生じており、その是正が必要であること、また、子どもたちが家庭の経済状況に関わらず希望する私立高等学校へ進学できる機会を保障していく必要があることから、年収約590万円以上世帯に対する支給上限額を引き上げること。</p>	
(文部科学省)	

## 文化庁

<b>41 外国人住民に対する日本語教育の充実</b>	<b>環境生活部</b>
<p>特定技能制度の創設等に伴い、外国人住民のさらなる増加が見込まれる中で、日本語能力が十分でない外国人住民が必要な日本語能力を身に付け安心して生活できる環境を整備するため、次の措置を講じること。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>外国人住民が地域社会の一員として円滑に生活することができるよう、国において、すべての外国人住民に日本語学習の機会を提供する公的な仕組みを構築すること。</li> <li>日本語教育関連事業について、地方財政がひっ迫する中、地域日本語教育の体制を維持するため、国は十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情にあった補助制度にすること。</li> </ol>	
(文化庁)	

<b>42 文化財保護事業等の拡充</b>	<b>教育委員会</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>文化財の保存整備・活用事業および緊急発掘調査に係る国庫補助金を拡充すること。</li> <li>通常の重要文化財建造物等の耐震診断・耐震補強工事・防火工事に対し、国宝・世界遺産と同様に補助率の一律加算をすること。</li> <li>国の文化財補助事業にかかる事務については、以前から国からの委任事務として、交付決定、変更交付決定、額の確定等を県が実施している。国による補助対象事業の増加と補助金交付要項の新設により、都道府県の委任事務が増加しているが、国による代替措置が講じられていないことから、委任事務にかかる人件費や事務費等の必要経費を交付すること。</li> </ol>	
(文化庁)	

<b>43 海女漁のユネスコ無形文化遺産への登録</b>	<b>教育委員会</b>
<p>国重要無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」のユネスコ無形文化遺産登録に向け、ユネスコへの提案の取組を進めること。</p>	
(文化庁)	

## 厚生労働省

<b>44 地域の実情をふまえた医療介護総合確保基金（医療分）の配分</b>	<b>医療保健部</b>
<p>地域医療介護総合確保基金については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業に重点化することに限らず、地域医療ニーズを確保できるよう、引き続きすべての区分に十分な配分を行い、また地域の実情に応じて柔軟に活用できる仕組みとするとともに、将来にわたり必要な財源を確保すること。</p>	
(厚生労働省)	

<b>45 地域医療提供体制の充実に向けた支援</b>	<b>医療保健部</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>医療提供体制推進事業費補助金について、事業計画額を下回る交付決定が続いており、地域医療提供体制の確保に支障をきたしていることから、各都道府県の事業計画規模をふまえた十分な予算額を確保すること。</li> <li>医療提供体制推進事業費補助金の対象となるドクターヘリ導入促進事業、救命救急センター運営事業については、重篤な救急患者に対する三次救急医療を安定して提供するために必要不可欠であることから、新たな補助金としての再構築、補助基準額の引き上げ等による財政支援の拡充をそれぞれ行うこと。</li> <li>「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」のうち「入院を要する救急患者に対応可能な医療機関」については、未払医療費の増嵩が懸念されることから、医療機関が回収努力した後のセーフティネットとして、未払医療費に対する補てん制度を創設すること。</li> </ol>	
(厚生労働省)	

<b>46 災害時の医療提供体制の整備</b>	<b>医療保健部</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>災害時に人工透析患者へ適切な医療を提供するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用した人工透析患者に関する情報共有機能の充実を図ること。</li> <li>災害時の医療提供体制を確保するため、診療所を含めた全ての医療機関が対象となるよう耐震化補助事業を拡充すること。また、非常用電源等の整備については全ての病院が対象となるよう補助制度を拡充すること。</li> </ol>	
(厚生労働省)	

47	循環器病対策推進のための財政支援の拡充等	医療保健部
<p>1 国と地方の役割分担に応じた循環器病対策を効果的に進めるため、循環器病対策基本計画に基づき、国においては、循環器病の病態解明をはじめ、先進的な技術も見据えた治療法や予防法等の研究・開発に着実に取り組むとともに、循環器病の罹患状況や診療情報についての統一的なデータベースを早期に構築すること。また、専門的かつ切れ目のない医療を可能とするために、医療・介護・福祉人材の育成や適性配置に係る取組を進めること。</p> <p>2 令和4（2022）年度から、モデル事業として各地に設置されている「脳卒中・心臓病等総合支援センター」は、地域全体の循環器病患者の支援体制の中核を担うとともに、都道府県と連携・協力して当該都道府県の循環器病対策に寄与することが期待されていることから、モデル事業終了後もセンターの持続的な運営が可能となるよう、現在の補助事業の見直しや診療報酬での措置などの財政支援を行うこと。</p> <p>3 自治体を実施する循環器病についての啓発や、循環器病に係る医療・福祉サービス提供体制の充実、相談支援等の循環器病患者の支援等を実施するための事業に対する財政支援を拡充するとともに、継続的な取組を可能とするよう必要かつ安定的な財源を確保すること。</p>		
（厚生労働省）		
48	がん対策の推進のための財政支援の拡充	医療保健部
<p>1 コロナ禍によるがん検診の受診に係る影響を十分にふまえた上で、市町村におけるがん検診の受診率向上のために、補助事業の継続および補助対象の拡大を図ること。</p> <p>2 がん患者が、安心して生活し尊厳を持って自分らしく生きることができるよう、自治体がアピアランスケアに関して行う事業およびAYA世代の末期がん患者の在宅療養生活を支援する事業に対して補助事業を創設すること。</p>		
（厚生労働省）		
49	医師および看護職員の確保に向けた取組の推進	医療保健部
<p>1 医師の確保に向けた取組の推進 新型コロナウイルス感染症への対応や医師の働き方改革の推進等による地域医療への影響をふまえ、大学が医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、地域に必要な医師が十分に確保されるまで、現行どおり医学部臨時定員増の措置を継続すること。また、臨時定員増の措置にあたっては、恒久定員内で5割程度の地域枠の設置を要件とすることなく措置が継続できるよう、地域の実情をふまえた適切な制度を設計すること。</p> <p>2 看護職員の確保に向けた取組の推進 （1）看護職員の需給推計について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等による医療現場の負担増等もふまえ、需給推計の見直しを行うこと。また、中間とりまとめにおいて示されなかった助産師について、都道府県別の需給数を示すこと。 （2）新型コロナウイルス感染症への対応に多くの潜在看護職員が従事したことをふまえ、看護職の届出制度の周知と一層の取組を図るため、地域医療介護総合確保基金によるナースセンターのサテライト事業に対する支援を継続すること。</p>		
（厚生労働省）		
50	介護サービスの提供に係る施策の充実	医療保健部
<p>1 新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行後も、重症化リスクの高い高齢者の命と健康を守り抜くためには、介護保険事業所・施設等における感染対策は引き続き必要であることから、対応に要する経費を介護報酬等として措置すること。</p> <p>2 食材費や光熱費の高騰により、介護保険事業所・施設等は、厳しい経営を強いられていることから、令和6年4月の介護報酬改定にこれらの状況を反映し、介護保険事業所・施設が安定して経営できる仕組みを構築すること。</p> <p>3 今後の新興感染症の感染拡大時においても、介護サービスの提供体制を確実に確保できるよう、施設設備整備費や「かかり増し経費」に対する恒常的な補助制度を創設するとともに、事業の財源については国が全額負担すること。</p> <p>4 広域型施設における定員増を伴わない施設改修等についても、地域医療介護総合確保基金等による財政支援の対象となるよう柔軟な対応を検討すること。</p> <p>5 介護職員の給与水準は他の職種と比較して低い状態が続いていることから、更なる処遇改善が進むよう制度の拡充を図ること。また、介護人材の確保について、外国人材の参入促進が重要となっていることから、介護福祉士をめざす外国人留学生の確保に向けた介護施設等による奨学金の貸与や給付に対する地域医療介護総合確保基金を活用した支援策の補助割合の拡大を図ること。</p> <p>6 介護人材需給推計について、実態に即したものに見直すとともに、市町村別データの提供を行うこと。</p>		
（厚生労働省）		

51	<b>次の感染症危機に備えた対応について</b>	医療保健部
	次の感染症危機に備えるための保健・医療提供体制の整備にあたっては、空床補償や減収補償、感染症の拡大期にも確実に医療を提供するための医療機関等における環境整備や人材配置への支援、診療報酬の加算措置など、医療機関等の安定経営に向けた措置が必要であることから、国の責任において十分な財政支援を行うこと。	(厚生労働省)
52	<b>結核医療提供体制の推進</b>	医療保健部
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 結核病床の維持、確保を図り、入院が必要な結核患者に対し、適切な医療を提供するため、結核診療に係る財政支援を行う制度を創設すること。</li> <li>2 結核医療を担う医師を育成するための体制整備や財政支援を行うこと。</li> <li>3 外国人労働者の増加により今後増加する可能性がある多剤耐性結核に関する調査や新たな治療薬の開発を推進すること。</li> </ol>	(厚生労働省)
53	<b>予防接種の推進</b>	医療保健部
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていないおたふくかぜワクチンについて早期に定期接種化を図ること。</li> <li>2 帯状疱疹ワクチンについて、定期接種化への継続した議論を実施し、早期に結論を得ること。</li> <li>3 造血幹細胞移植後の予防接種のあり方について、継続して検討を行い、早期に結論を得ること。</li> </ol>	(厚生労働省)
54	<b>健康づくりの推進</b>	医療保健部
	本県が地域の実情に応じて創意工夫をして取り組んでいる健康づくりの取組など、地方自治体の先進的な取組が持続可能なものとなるよう、安定的な財源を確保し、支援すること。	(厚生労働省)
55	<b>歯周疾患検診における対象年齢の拡大</b>	医療保健部
	成人期に早期から歯周疾患の予防や早期発見・早期治療につなげるため、健康増進事業における歯周疾患検診の対象年齢に20歳、30歳を追加すること。	(厚生労働省)
56	<b>妊婦健康診査における歯科健康診査の実施</b>	医療保健部
	妊娠中に適切な口腔管理が行われ、母体や胎児の健康の保持増進を図ることにより、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査における検査項目に歯科健康診査を追加すること。	(厚生労働省、こども家庭庁)
57	<b>難病対策の充実</b>	医療保健部
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定難病の調査・研究はもとより、指定難病でない難病においても、発病の機構、診断および治療方法に関する調査・研究を推進し、早期にその病態解明等を図ることで、可能な限り指定難病に取り入れられるよう検討すること。</li> <li>2 小児慢性特定疾病医療費助成の受給者が成人後も切れ目のない医療が受けられるように、小児慢性特定疾病医療費と特定医療費の一体化を検討すること。</li> </ol>	(厚生労働省)
58	<b>こころの電話相談のさらなる充実について</b>	医療保健部
	「こころの健康相談統一ダイヤル」について、こころの悩みを抱えた人が速やかに相談できるよう、分かりやすく短い番号に変更し、通話料を無料とするとともに、対応時間帯の拡充を図ること。	(厚生労働省)
59	<b>医療費助成制度の充実</b>	医療保健部
	地方自治体が単独事業で実施している医療費助成について、国における早期の制度化と自治体負担分に対する十分な地方財政措置を講ずること。	(厚生労働省)



60	<b>犬、猫へのマイクロチップ装着等の義務化及び狂犬病予防法の特例制度に係る体制等の整備</b>	医療保健部
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 狂犬病予防法の特例制度の適用により、みなし申請となる犬の登録手数料については、徴収にかかる事務が煩雑となり、無料とせざるを得ないため、手数料相当分を補填する補助制度を創設すること。</li> <li>2 自治体に対するマイクロチップ登録情報の提供範囲を拡大し、狂犬病予防法または各自治体の条例に基づき捕獲、抑留した犬、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき収容した負傷動物及び死体を加えること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(厚生労働省、環境省)</p>		
61	<b>地域共生社会の実現に向けた包括的支援等について</b>	子ども・福祉部
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年1月から償還が開始されている生活福祉資金の特例貸付について、県内の自立相談支援機関が、借受人に対する積極的なフォローアップ支援を県社会福祉協議会と連携して継続的に行えるよう、必要な財政支援を行うこと。</li> <li>2 重層的支援体制整備事業について、自治体の規模に関わらず、規定されている全ての事業を実施しなければならないなどの理由により、事業実施をためらう市町が多いことから、そうした市町であっても、包括的な支援体制構築に積極的に取り組めるよう、事業の実施要件の見直しや新たな財政措置の検討を行うこと。また、重層的支援体制整備事業への移行準備事業について、令和6年度以降も引き続き国の負担割合3/4を継続するとともに、十分な補助基準額を確保すること。</li> <li>3 ひきこもりについて、ひきこもり当事者やその家族に寄り添い、地域の実情に応じた支援を行えるよう、ひきこもり支援を推進する県や市町に対して、必要かつ十分な財政支援の充実を図ること。</li> <li>4 孤独・孤立対策の推進について、社会福祉法上「包括的な支援体制の整備」や「重層的支援体制整備事業」の実施主体が明示されているのと同様、都道府県と市町村の役割分担を明確にすること。また、生活困窮者自立支援事業や重層的支援体制整備事業等、目的が類似・重複する既存事業の活用を認めるなど、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟な取組を自主的・効率的かつ効果的に実施できるよう十分に配慮すること。</li> <li>5 地域の生活課題解決に向け、重要な役割を担う民生委員・児童委員について、期待される役割が増す一方、働くシニア層の増加や認知度不足を背景に、「なり手」の確保が年々困難な状況となっている。このため、「なり手」の確保に向けた県や市町独自の取組に対する財政支援を講じるとともに、時代の変化に即した民生委員・児童委員制度のあり方検討を速やかに行うこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(厚生労働省、内閣官房)</p>		
62	<b>発達支援が必要な子どもへの対応</b>	子ども・福祉部
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼稚園、認定こども園、保育所で発達障がい児等に対して早期に適切な支援を行うため、施設職員を支援する専門的な人材を市町村が養成し配置できるよう、地域生活支援事業に長期の研修派遣等の支援メニューを追加するとともに、予算額の十分な確保に努めること。</li> <li>2 発達に課題のある児童が地域において専門的な医療を早期に受けられるよう、専門的医療機関の確保に向けて、小児科医や精神科医が発達障がい児を診察した際の診療報酬を見直すこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(厚生労働省、内閣府)</p>		
63	<b>水道施設整備費に係る補助金・交付金の確保</b>	環境生活部
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設整備費に係る補助金・交付金は、その要望額を確保すること。</li> <li>2 採択基準については、水道事業者が計画的に補助金・交付金を活用できるよう、早期における情報提供もしくは採択基準を見直すこと。</li> <li>3 水道スマートメーターの早期導入に伴う体制整備を推進することおよび新たな補助制度を創設すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>		

64	<b>農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進</b>	農林水産部
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業と福祉分野の連携の拡大に向け、「工賃向上計画支援等事業特別事業」の予算を十分に確保し、配分すること。</li> <li>2 都道府県段階における農林水産業と福祉をつなぐ支援体制として、ワンストップ窓口などの設置および運営を継続的に支援すること。</li> <li>3 農林水産業と福祉をつなぐコーディネーター人材を育成・確保するため、 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農林水産省の農福連携技術支援者の認定制度について、農業と福祉をつなぐ知識と経験を有する人材に対して、認定試験を受験する際は研修を免除するなど、弾力的な運用を行うこと。</li> <li>(2) 農福連携技術支援者の活動に対する報償制度を創設すること。</li> <li>(3) 林・水福連携の創出や推進に向け、林・水産業と福祉をつなぐコーディネーターの活動を支援する制度を創設すること。</li> </ol> </li> <li>4 農福連携の認知度向上に向けた国民的運動を国をあげて展開するとともに、農福連携により生産されたノウフク J A S 商品の販売促進に向けた全国的な P R の展開や福祉事業所等の認証取得に対する支援の充実を図ること。</li> <li>5 農作業に従事する障がい者の効果的な体調管理や作業支援につながるスマート技術の導入を支援し、活用を促進すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(厚生労働省、農林水産省)</p>		
65	<b>障害者委託訓練の訓練時間に係る下限時間の緩和</b>	雇用経済部
<p>令和 6（2024）年度から障害者雇用率算定の対象が拡大されることをふまえ、重度身体障がい者、重度知的障がい者および精神障がい者について、障害者委託訓練の訓練時間の下限を現在の月 60 時間から月 40 時間に引き下げることに。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>		



## 66 原油価格・物価高騰の影響を受けた農水産事業者への支援の継続・強化

農林水産部

- 1 コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う物価高騰等の影響を受けている農業者・漁業者の経営安定を図るため
  - (1) 農業近代化資金の無利子化・保証料免除の金融支援措置を拡充すること。
  - (2) 漁業近代化資金の5号資金を対象とした無利子化や保証料免除を継続するとともに、これらの支援措置が漁業近代化資金の全ての種類に適用されるよう、制度を拡充すること。
- 2 農業者の経営継続のため、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引上げや無利子化等の支援措置を継続すること。
- 3 農水産事業者の収入安定を図るセーフティネットについて、農水産業を取り巻く現下の状況をふまえ、制度の充実や要件の緩和、新たな制度の創設を図ること。
  - (1) 収入保険制度について、燃油や肥料など農業資材の物価上昇などに合わせて補償限度額を引き上げる仕組みを設けるなど、補償内容の見直しを行うこと。また、加入にあたって必要な青色申告実績を、これまでの2年から、加入申請年1年分に短縮する要件緩和にあたり、補償限度額および支払率の引下げを行わないこと。
  - (2) 施設園芸等燃油高騰対策について、燃油の急激な高騰に対応できず農業者が積立金を準備できない場合でも、国の積立金に係る補填金は支払うなど、柔軟な制度運用を図ること。
  - (3) 配合飼料価格安定制度について、飼料価格の高騰が長期化していることから、農家負担額が抑えられるよう追加の支援策を継続するとともに、今後も安定的に補填金が交付されるよう必要な措置を講じること。
  - (4) 肥料の高騰に対し、恒常的なセーフティネットの制度を創設すること。
  - (5) 燃料価格や電力・ガス料金の高騰の長期化により影響を受けている畜産農家、食品流通の要となる食肉処理施設や卸売市場、穀類乾燥施設等の共同利用施設に対する国の支援策を講じること。
  - (6) 収入保険制度や、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）について、特に、人口減少等による需要の縮小に伴い、長期に渡る価格の下落が懸念される米の生産者における収入確保に向け、制度の充実を図ること。
  - (7) 燃油価格や配合飼料価格の高騰時の影響を緩和する「漁業経営セーフティネット構築事業」について、配合飼料の国の負担割合を燃油と同等となるよう、引き上げること。また、物価高騰に伴い増加している漁労支出の負担軽減のための支援を行うこと。

(農林水産省)

## 67 水産業および漁村の振興に向けた支援

農林水産部

- 1 伊勢湾において、黒ノリの色落ちやアサリ等の重要資源の減少が深刻な状況となっていることから、栄養塩類が水産資源に与える影響の解明に向けた調査・研究を推進するとともに、「きれいで豊かな伊勢湾」を実現するため、省庁間の連携を一層強化すること。
- 2 就業後の定着率が高い漁家子弟の就業が促進されるよう、意欲ある若者の漁業への就業と定着を図り、漁業の担い手として育成する「経営体育成総合支援事業」の長期研修支援の要件を緩和すること。
- 3 養殖業の生産性向上を図るため、海洋環境の変化に適応した新たな養殖品種や疾病発生予防に向けたワクチンの開発・改良を行うこと。
- 4 食の安全・安心の確保に向け、都道府県が実施する貝毒検査の費用について、国において必要な予算を措置すること。
- 5 漁業の経営安定を図るため、漁業収入安定対策の補償対象を拡充すること。
- 6 戦略的養殖品目に指定された養殖ブリの安定的な生産増産に向け、ブリの価格下落の際に減収を補填する「積立ぶらす」について、現状の補償範囲を維持すること。
- 7 養殖ブリの安定的な生産・増産を図るため、人工種苗および受精卵の供給量の増加を行うこと。
- 8 水産事業者の利益の拡大を図るため、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく海外市場への輸出拡大の取組について、輸出先国の規制の撤廃等を含め、重点的に支援すること。
- 9 漁場環境の保全・再生を推進するため、漁業者や地域住民等が行う藻場造成や食害生物の駆除等のための十分な予算を確保すること。
- 10 クロマグロに対する遊漁者の採捕に対する規制については、全国一律の規制であることから、国による遊漁者への一元的な周知体制を確立すること。

(農林水産省)

**68 家畜伝染病防疫対策に係る支援の充実・強化**

農林水産部

- 1 ワクチン接種農場で豚熱の感染が確認された場合の殺処分については、一律に農場全体で全頭を行うのではなく、発症豚舎に留めることができるよう、発症豚舎内でウイルスを封じ込める効果的な拡散防止対策を早急に検討し確立すること。
- 2 豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、農場に支払われる家畜防疫互助基金の互助金等を免税とするとともに、食肉・食鳥処理施設における出荷頭数の減少に伴う経済的損失を補償する制度を創設すること。
- 3 ワクチン接種農場における豚熱発生をふまえ、飼養豚の確実な免疫獲得に向けた効果的なワクチン接種方法を国が中心となって確立すること。
- 4 野生いのしし対策については、国の責任において、
  - (1) 野生いのししの豚熱撲滅に係る方針とその実現に向けた工程を示すこと。
  - (2) 野生いのししの捕獲強化を図る抜本的な対策を早急に進めるとともに、各都道府県の野生いのしし対策に見合った予算を措置すること。
  - (3) 経口ワクチンについて、より効果的な散布方法を確立するとともに、散布に必要な予算を十分に措置すること。
- 5 ワクチン接種農場における豚熱や全国的な高病原性鳥インフルエンザの発生の状況をふまえ、農場における飼養衛生管理を強化・徹底するため、家畜伝染病予防法等の基準に対応するための施設や資機材の整備等に係る補助率の嵩上げや支援メニューの拡充を行うこと。
- 6 アフリカ豚熱については、
  - (1) 国内侵入に備え、空港等での水際対策や訪日外国人による肉製品の持ち込み禁止を徹底するとともに、ワクチンの開発など予防対策を早急に進めること。
  - (2) 予防的殺処分を行う場合には、国が中心となり、人的支援や広域での応援体制の構築を図るとともに、必要な財政措置を講じること。
  - (3) 予防的殺処分を実施した養豚農場が事業を再開し、経営が早期に回復するよう支援策の充実を図ること。

(農林水産省)

**69 農業者の経営安定に向けた支援の充実・強化**

農林水産部

- 1 主食用米の生産調整について、全国で着実に取り組まれるよう、国が積極的に関与して進めること。また、主食用米から他作物への作付転換を進めるための予算を十分に確保し、地方に配分すること。さらに、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについては、これまで地方が進めてきた生産調整の取組に対して支障を来さないよう行うこと。
- 2 稲・麦・大豆の優良種子の供給について、県が主体となって安定的に取り組めるよう、県への財政措置を継続すること。
- 3 畜産農家の安定的経営を担保するため、特に過疎地における産業動物獣医師の確保を図るとともに、家畜共済診療所への財政支援を行うこと。
- 4 国産農畜産物の消費拡大に国をあげて取り組むこと。また、農畜産物の再生産に配慮された適正な価格形成の実現に向け、消費者や流通・販売事業者等に対して、農畜産業への国民理解の醸成について、地域への支援も含め、取り組むこと。  
特に、生産に係る環境負荷の低減に配慮した農畜産物について、消費者、流通・販売事業者等の正しい理解の増進と需要拡大を図ること。

(農林水産省)

70	<b>農業の競争力強化に向けた支援の充実・強化</b>	農林水産部
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「産地生産基盤パワーアップ事業」について、十分な予算を確保し、継続を図ること。</li> <li>2 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」について、十分な予算を確保し、継続を図ること。また、畜産環境問題に適切に対応できるよう、農場における家畜排せつ物処理施設の整備については、費用対効果の算定に環境改善の効果を加えるなどの事業要件の見直しや交付率の嵩上げ、地域の実情に対応できる新たな事業の創設を図ること。</li> <li>3 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を着実に進めていくため、輸出重点品目および輸出産地として選定されたモデル産地における海外の規制やニーズへの対応に向けた積極的な取組に対し、支援の充実と継続を図ること。また、海外で国産農畜産物の販売を拡大するため、措置されている「G F P グローバル産地づくり推進事業」について、十分な予算を確保し地方に配分すること。</li> <li>4 農地中間管理事業において、農地中間管理機構が農地の借り手から賃料を回収できない場合、機構が貸し手に対して債務を負うことがないように、セーフティーネットの仕組みを構築すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(農林水産省)</p>		
71	<b>農業農村整備事業の制度の拡充</b>	農林水産部
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「農業農村整備事業」における実施計画策定について、補助対象期間を複数年とするとともに、農業水利施設を効率的に整備・活用するための実施計画策定等について、令和7年度までとなっている国の定額補助を継続すること。</li> <li>2 地域の防災・減災に大きな役割を果たしている緊急自然災害防止対策事業債について、令和7年度までとなっている事業期間を延長すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(農林水産省)</p>		
72	<b>多面的機能支払交付金における制度の拡充</b>	農林水産部
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農山漁村の多面的機能の発揮に向け、地域が安心して取り組めるよう、遡及返還措置を緩和すること。</li> <li>2 田んぼダムの取組が加速するよう、広く国民にPRを行うとともに、田んぼダムの加算措置の適用条件を緩和すること。</li> <li>3 活動組織の広域化・体制強化のための加算措置における1組織当たりの交付額の増額と継続的な支援を行うこと。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(農林水産省)</p>		
73	<b>林業の成長産業化に向けた支援</b>	農林水産部
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 林業の成長産業化に向け、持続的な林業経営を確立する「林業・木材産業循環成長対策」や、ICTを活用したスマート林業等を推進する「林業デジタル・イノベーション総合対策」、建築用木材の供給体制等を強化する「建築用木材供給・利用強化対策」など、川上から川下に至る総合的な支援策が講じられるよう十分かつ安定的な財源を確保すること。</li> <li>2 森林経営管理法に基づいて市町から民間事業者へ経営を再委託する森林の増加が見込まれていることから、必要な森林整備が着実に実施できるよう、十分な予算を安定的に確保すること。</li> <li>3 森林環境譲与税が森林整備に一層活用されるよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直し、私有林人工林が多い山間部の市町村に重点的に配分すること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(農林水産省)</p>		
74	<b>真珠の安定生産に向けた支援</b>	農林水産部
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 アコヤガイのへい死低減に向けて、国が主導して早急にへい死メカニズムの全容解明に取り組むこと。</li> <li>2 優良なアコヤガイの安定生産に向けて、県が行う天然貝の系統保存に対する技術支援を講じること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(農林水産省)</p>		



## 経済産業省

75	<b>中小企業・小規模企業の事業継続に向けた支援</b>	雇用経済部
<p>1 コロナ禍からの回復途上にある中小企業・小規模企業が物価高騰や実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済開始による影響等を克服し、事業を継続できるよう、引き続き国の資金繰り支援策について、拡充・実施期間の延長等、状況に応じて必要な対策を講じていくこと。</p> <p>2 信用保証協会が、ゼロゼロ融資等を借り入れた事業者を対象に、伴走型の経営改善支援を実施するための財源として、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を柔軟に活用できるようにするとともに、十分な予算を確保すること。</p>		
(経済産業省)		

## 資源エネルギー庁

76	<b>再生可能エネルギーの普及拡大</b>	環境生活部
<p>電力使用による温室効果ガス排出量を的確に把握するため、地方自治体の区域ごとの自家消費型も含めた再生可能エネルギー発電出力量や電力需要量を定期的に把握し、地方自治体が活用できるよう情報を提供すること。</p>		
(資源エネルギー庁、環境省)		

## 国土交通省

77	<b>中部国際空港の第二滑走路整備による完全24時間化の早期実現に向けた支援強化</b>	地域連携・交通部
<p>中部国際空港の完全24時間化の実現に向け、第二滑走路の整備に係る支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド需要拡大に向けた支援を拡充すること。</p> <p>1 リニア開業によるスーパー・メガリージョンの形成を見据え、中部国際空港の第二滑走路の整備について、一期目工事と同等以上の予算措置を行うこと。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド需要の拡大につなげるため、空港の機能強化および二次交通のサービス拡大の取組への支援を拡充すること。</p>		
(国土交通省)		

78	<b>地域公共交通の確保・支援の拡充</b>	地域連携・交通部
<p>官民共創等による持続可能性と利便性・効率性の高い地域公共交通ネットワークへのリ・デザイン（再構築）に向けた制度改正等が行われているところであるが、コロナ禍での利用者減等の影響が強く残っている地域公共交通の維持・確保を図るため、国の地域鉄道及びバス等への支援が地域の実情に応じて活用できるものとするとともに、地域に最適な公共交通の確保に向けた取組や多様な主体が連携した地域公共交通ネットワークの形成に向けた取組等に対して、幅広く支援が可能となる柔軟な制度を整備すること。</p> <p>1 地域鉄道等の維持・活性化については、「地域鉄道の活性化及び再生に関する法律」等の改正が行われ制度面・財政面での支援の拡充が図られているが、鉄道事業の再構築を前提としたものではなく、地域の検討状況に応じて活用可能な柔軟な制度とすること。また、従前の鉄道車両の更新や整備、鉄道車両検査等鉄道設備修繕予算については十分な予算の確保と補助率の嵩上げ等を行うとともに、公有民営化および第三セクター方式により地域鉄道を保有・支援する地方自治体に対し、地域鉄道ごとの実情を勘案しながら新たな支援措置を講じること。</p> <p>2 地方のバス交通ネットワークの維持・活性化のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の見直しなどによる支援の拡充を図るとともに、新たな支援制度の創設においては地方の負担増とならないよう、国における支援強化を図ること。</p> <p>3 多様な主体が連携して地域公共交通を維持・確保していく取組が活発化してきていることから、地域が協議の上実施する、実証事業や移動手段の導入・運行の取組などについて、国による幅広い支援を行うこと。</p>		
(国土交通省)		

79	<b>地籍調査の推進</b>	地域連携・交通部
<p>1 南海トラフ巨大地震等の津波浸水予測区域における地籍調査のさらなる推進を図るため、地籍調査費負担金による当該区域への重点的な予算措置を可能とすること。</p> <p>2 国土調査法19条5項指定申請が推進されるよう、地籍整備推進調査費補助金の地域要件を撤廃すること。また、19条5項指定申請に係る市町や県が負担する経費について、特別交付税措置の対象とすること。</p> <p>3 遅延地区における再調査に対して、国庫負担金・補助金の対象とすること。</p>		
(国土交通省)		

## 環境省

80	<b>2050年カーボンニュートラルの実現に向けた支援</b>	環境生活部
	<ol style="list-style-type: none"><li>1 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」について、県有施設や遊休地等へ効果的かつ最大限の再生可能エネルギーの導入が進められるよう、要件緩和や柔軟な運用を行うこと。</li><li>2 脱炭素先行地域等をモデルとした地域脱炭素に向けた取組を水平展開し、脱炭素ドミノを実現するために、新たな財政的な支援制度を設けること。</li></ol>	(環境省)
81	<b>海岸漂着物対策の推進</b>	環境生活部
	<ol style="list-style-type: none"><li>1 海岸漂着物の発生抑制対策を推進するため、内陸県を含む広域的な連携の取組に対しては財政的支援を拡充（補助率の嵩上げ等）すること。</li><li>2 海岸漂着物等の回収処理にあっては、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）に係る予算を十分に確保し、当該補助金に係る地方負担については、引き続き地方交付税措置を講じるなど、地方自治体の負担軽減に努めること。</li></ol>	(環境省)
82	<b>「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けた施策の推進</b>	環境生活部
	<ol style="list-style-type: none"><li>1 「きれいさ」と「豊かさ」が調和両立した伊勢湾の実現に向け、的確な栄養塩類管理のために、さらなる調査・研究を推進すること。</li><li>2 「きれいで豊かな伊勢湾」を実現するため、省庁間の連携を一層強化すること。</li></ol>	(環境省)
83	<b>PCB廃棄物の適正処理の推進</b>	環境生活部
	低濃度PCB廃棄物について、実態把握が極めて困難な状況にあるため、処分期限である令和9（2027）年3月末までの処分を促進する方策について示すこと。	(環境省)
84	<b>廃棄物の適正処理の推進</b>	環境生活部
	廃棄物処理法に違反し行政処分等を受けた建設業者等がその後も解体工事を受注し、廃棄物処理法違反を繰り返すことが後を絶たない現状をふまえ、以下の対策を講じること。 <ol style="list-style-type: none"><li>1 解体工事関係者の法令遵守を図るための取組を行うこと。</li><li>2 解体工事における排出事業者責任や建設業法における一括下請負の禁止に関して、さらなる徹底を図ること。</li><li>3 廃棄物処理法に違反した者は、解体工事業を適正に遂行することが望めないことから、建設リサイクル法における解体工事業登録に係る欠格要件の見直しを行うこと。</li><li>4 民間建設工事に伴う建設系廃棄物の不法投棄が発生していることから、「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針（民間工事指針）」に建設系廃棄物の取り扱いに関する内容を追加する改定を行うこと。</li></ol>	(環境省、国土交通省)
85	<b>産廃特措法失効後のモニタリング等への中長期的な財政支援制度の構築</b>	環境生活部
	<ol style="list-style-type: none"><li>1 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」失効後の地方公共団体が行う残置廃棄物の有する潜在リスクに対する安全性の確保に向けた取組の費用について、引き続き国が責任をもって中長期的な財政支援を行うための制度を構築すること。</li><li>2 産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業について、その財源となる基金の枯渇により基金本来の効果が失われることがないように、国の責任において必要十分な額の基金を造成し、今後も現行水準の支援を継続すること。</li></ol>	(環境省、総務省)
86	<b>国立公園の利用等に向けた施策の充実・強化</b>	農林水産部
	<ol style="list-style-type: none"><li>1 吉野熊野国立公園にある日本三大峡谷の一つである大杉谷において、ユネスコエコパークにも登録された雄大な自然景観や豊かな生態系を体感することができるよう、環境省直轄事業によるビジターセンターを設置すること。</li><li>2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少した訪日外国人旅行者数や国内旅行者数の早期回復に向けて、国立公園満喫プロジェクトを水平展開し、地域資源を活用した自然体験や老朽化した施設の改修、活動拠点の整備等を推進することができるよう、十分な予算を確保すること。</li></ol>	(環境省)